

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-140）、MOX燃料加工施設（1-143）」

2. 日時：令和4年7月7日（木） 13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 須田執行役員 他23名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ  
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門  
原燃計画グループリーダー 他1名

北陸電力株式会社 原子力部原子燃料技術チーム 副課長

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 月 24 日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)
- ・ 令和 4 年 6 月 30 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 1 日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。僕お伺いしました。
0:00:04	藤規制庁市民です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:10	討論実のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料を基に、ヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:21	まずは規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室の出席者について紹介をお願いします。
0:00:28	はい、本庁会議室からナカガワとオオオカが参加します。
0:00:33	はい。どっかと規制庁側のットウェルからの参加として、コサクタジリ。
0:00:41	藤シミズ以上になります。
0:00:44	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で本日の議題の構成を説明し、資料の説明を開始してください。
0:00:54	はい、門田仲間でございます。
0:00:57	日本連盟の3ヶ所を紹介いたします。
0:01:01	主盤。
0:01:03	アカマツ。
0:01:04	タニグチ。
0:01:05	イシハラ。
0:01:09	裏が。
0:01:12	サトウ。
0:01:13	タカハシ。
0:01:14	セガワ。
0:01:15	中の、
0:01:16	シミズ、
0:01:18	若干に、
0:01:20	ベンダー使用先
0:01:22	クレーパー。
0:01:24	モリマツ。
0:01:25	ヤマモト。
0:01:27	アカマツ。
0:01:28	ホリウチ。
0:01:30	サイトウ。
0:01:32	ナカハマ以上となります。

0:01:36	それでご確認いただきます資料でございますけれども、外部火災ではございます。伊賀板野、それぞれの 02、
0:01:44	補足し説明資料でございますが以下 21、
0:01:51	2 種、議論促進 03、補足説明資料のご確認をいただきます。
0:01:59	それでは外部アンカー00-02 からご説明させていただきます。
0:02:06	はい、宮でございます。それではが以下 0 のように、レビジョン 6 ということで、6 月 30 日に提出をさせていただきました資料になります。
0:02:17	免許ですのでこのページ数でゆっくり発話をさせていただきます。
0:02:24	別紙 1 が、右下 6 ページから始まります。
0:02:29	この別紙 1 はですねこれもヒアリングの人に、他の面だったり我が社駅の他の事象だったやりとりを踏まえて全体、
0:02:39	使用させていただいてございます。
0:02:42	右下 6 ページと当間ということで、基本設計方針の一番下の段落のところで、
0:02:51	外部火災防護対象施設以外のということこれ上記以外のという書き方だったところ等も併せて書き方を
0:03:02	合わせての修正させていただきました。
0:03:05	また、下は 6 ページでございますが、事前賛成に対する消防士図るという措置については、対象事業変更許可の時にモニタリングポストという、等に対してということで、
0:03:20	対象を限定的な話をしてましたのでそういったことがわかるようにということで、記載を適正化させていただきました。
0:03:31	はい。また右下 3 ページでございます。
0:03:36	外部火災に対する防護対策というのが (3) で始まって、物のところで、外部火災の影響に対する防護対策ともともとしておりましたが、
0:03:47	その中で出てきます地形影響との関係も含めた上で直接的なというような表現で、直接的影響に対するということで修正をさせていただいてございます。
0:03:59	同じく右下 9 ページの一番最後の大学でございます。森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合の話でございますがこの中にもともとは、
0:04:10	大型の設置と、私も入ってございましたが、防火等の設置自体は全体を、共通的な面としてその上に書いております。輻射強度に対しての、超えるということでいくと、離隔系の確保と建屋によるものということになりますので、
0:04:27	そこの設計の考慮事項ということを考えて上で、適正化させていただいたということでございます。

0:04:35	はい。それ以外の記載を
0:04:41	何をやってるのがわかるようにということで、吹き出しの中身も含めて修正をさせていただいてございます。
0:04:48	右下 26 ページに、
0:04:52	このパートの話になりますが、今別所施設等の防護対策みたいな話を書いてましたが実際何をやってるかっていうのは火災とか爆発影響を確認をしてるので、
0:05:05	そういった守りたい話すというか全体をやってることがちゃんとわかるようにというやりとりがありましたそういった意味で修正をさせていただいております。
0:05:15	右下 29 ページでございますカッコ B の入力バスところ、これお金を、外部衝撃の実証をその他ですとか、風間だったと思いますが取りをさせていただいてですね、
0:05:30	もともとは規定を定めて管理するというのが一番最後にあってそれぞれ何々をするとともにみたいな話で文章つないで書いてたんですが、
0:05:40	その文章の途中まで、途中から後のところ僕までは不安定に定めて管理する事項かというのが、やはりやりとりをしてもわかりづらいというお話もありましたので、
0:05:51	本件に定める事項は何かというのがわかるように、1 回ということで箇条書きで展開をさせていただいたということでございます。
0:06:03	新規としての修正等は以上でございます。
0:06:07	続きまして、別紙日とか、別紙 1 に合わせて修正ということになります。
0:06:13	別紙 4 でございます。
0:06:16	右下 67 ページでございます。
0:06:21	別所の構成を表した図をつけさせていただきました。
0:06:27	もうちょっとわかりやすい部分が必要だと思っていながらも、何かお話あったので、資料の中の C o - 3、
0:06:36	まとめて執行方針を別紙として立てていて、そのあとに噴火補償に基づく評価結果ということで、資料 4 と、
0:06:47	5-1-1-1 の 4 名がつくという形で整理をしておりました。他の部署はですね、3 番目のところには、設計方針に関わる添付書類が来て、強力か。
0:07:00	引っ掛かるや教育に係る方針の 3 期、結果が来るという形になってます。

0:07:07	或いはその他の2社とも番組にあたりも含めた上で、全体構成としてどうするのかという宿題をいただいたと認識をさせていただきます。
0:07:16	今回特に外部火災につきましては、他の影響事項から、考えて作った建物だったり例えば中の構築物、設備であったりに対して、
0:07:29	ライブ型の合計が大抵、
0:07:31	これらが機能喪失、機能喪失しないということを、に評価をもってそのマルバツ、0なるということを確認すると、ということが、全体の設計そのものと、
0:07:41	今度考えておりました。今回設計方針及び評価方針ということで、そういったことを確認するというふうな設計だということが計画するということに加えて、
0:07:54	協業など、やはり機械廃棄物廃棄施設、設備に対する設計、そういった部分で、
0:08:05	3番目の検証に記載をさせていただくと。
0:08:08	また、お金に焦点当てて3番目の独立させるかという人は、モデル的に
0:08:14	日本の業務処理はさすがにすごいなという部分があって、3番目の処理として設計方針と評価方針を現行合わせて、一つの教育処理ということで構成を考えさせていただきました。
0:08:27	ということでございます。
0:08:30	資料につきましても、先ほどの別紙1に合わせて修正をしているのが大分おるところでございます。
0:08:38	ですね。
0:08:43	具体的に記載を、
0:08:45	補ったのを避ける、
0:08:48	5の右下89ページに、
0:08:52	先ほどの宇田委員に対するコールの3番目の文章に伴う精神んつい資料というのを、記載を追加をさせていただいたということでございます。
0:09:07	はい。
0:09:09	あとですね。
0:09:11	まだちょっとすいません青井じゃなくて、申しますと専門家ってしまう図が右下9本同時、
0:09:17	準備企画のところに備考部の部会申請の企画のやつを追求すると書いてます。以上、確かに一層1だったと思いますけども、
0:09:28	安孫子部会長と、結局店舗処方口語体に行く文化計画アボということがわからないということもあって、どうするのかという宿題をいただいたと認識してます。

0:09:40	一線を、
0:09:42	今日でしたっけ。
0:09:44	今日ですね、本日出させていただくんですが、主要なところを機会書き方として、この合計稼働後も最後に、次回の申請から設備との関係で、設備の評価なりの関係で、
0:09:57	必要な事務局については5時間で追加をしますということを記載をしますということを、この添付消防欄のところに記載をさせていただき、少々部分が変わる部分があるんだということがわかるようにということも、
0:10:13	スロープをさせていただくことにしております。この外部監査につきましても同じように修正をさせていただいた上で、展開をしたいと思っております。
0:10:23	はい。
0:10:24	戸田委員。
0:10:28	修正をしたのは、旨みが、
0:10:33	3番目、5-1-1の1-4-3馬淵宇野さんですけども、こちらも
0:10:40	107ページ、右下6のページから、
0:10:43	かけられました今回設計方針の抵抗性ということで、2ポツの設計方針の記載を拡充させていただきました。
0:10:52	先ほども、
0:10:54	1番目の文書力が飛んでくる時の内容の関係については、下112ページでございます(10)ということで、今1から登録部分の設計、
0:11:06	こちらの工事課になりますので、こちらの詳細の設計をしますという形で見解を113ページぐらいまでかかっていた気がしてますが、
0:11:16	飛ばし記載としては、63ページの工事会議ということに記載をさせていただいてございます。
0:11:24	はい。
0:11:26	ある程度記載として
0:11:31	今回いろいろさしていただいて濱田式機器だったりする、ちゃんと柿木じゃなくて他になるとか、判例というか、使うパラメーターとして表にいろいろ求めてますけどこれは、そこがあったりというところ。
0:11:48	文章のところですけども、下のこちらで確認をして、必要なところを追加をさせていただいたというところでございます。
0:11:56	はい。特に顕著だったのは、皆様で恐縮ですけども、4番目の分の1-1-1の意味、資料の方には、
0:12:07	計算結果として、214ページから、評価結果として健康があります。

0:12:13	こちらに例えばですけども、217 ページのところから左側に資金を関係 です。ね資金、評価合計。
0:12:24	上に書くんですけどそれとのリンクが得意な部分とかです。ね、書いてる ことが、一部、委員の3に書いてある協会の方に書いてある項目面と違 ったりと、
0:12:34	今は幾つかありました後に、やっぱり板橋の1年見て追加をさせていた だいたということでございます。
0:12:42	はい。こちらでもすいません降雨の届け出て大変申し訳ございません。 1例を見た上で追加させていただいたつもりでございます。
0:12:53	はい。新保区は別紙1に合わせて修正を行ったという部分でございま す。
0:13:00	保冷車の資料については説明は以上になります。
0:13:11	成長驚見です。それでは規制庁側が確認ございましたらお願いします。 はい。規制庁岡です。ちょっと幾つか今、修正いただいたところ、
0:13:22	他が結構中心になるんですが、
0:13:24	幾つかコメントか事実確認させていただきます。
0:13:29	まず先ほどもタイトルの横並びの観点で、直接的影響と直した後からお っしゃってはいたんですが、9 ページ目の
0:13:39	ポツに外部火災が直接的影響に対する防護対策とか、
0:13:44	いうふうにした。
0:13:45	部分に対して、bポツは、外部火災の二次的影響とかに、
0:13:52	せずに、
0:13:53	越冬ます据え置いたそういう感じで、
0:13:57	ちょっと前、外部火災に対する防護対策の下で展開しているので、ポツ が直接影響。
0:14:04	いいのかもしれないですけど、ちょっとまだちょっと、
0:14:08	横並び感が取れてないっていうようなところが気になってるんでその辺 って、何か検討した結果とかなんでしょうか。
0:14:20	はい。メディアでございます。そういう意味では資料が足りなかったと 思います。外部火災に対する防護対策ということで、美的影響は十分か らガイドで、実績と言っただけならばタイトル使いつつ、それと差別 化と受け着席時影響と、
0:14:37	いうのを書いた通り、実態でございます。そうしたときに、今一番頭に、 外部火災に対する具体策って、算外部採捕全体に対して言ってることは、
0:14:47	至極当たり前なので、その比木直接的な物のタイトルは直接的影響に対 する防護対策でも十分なこととしては通じる。



0:14:57	<p>思います。そこについてはすみません検討はまだいろいろな形になってしまったのでもう少し考えさせていただきたいと思います。以上です。</p> <p>はい。伊勢光岡先生。</p>
0:15:07	<p>はい。そういう観点でも、前回コメントし、それで、</p>
0:15:11	<p>いたので、また、</p>
0:15:13	<p>確認の上、整理のほどお願いします。</p>
0:15:17	<p>あと 26 ページ名のタイトルもちょっと直されたということで、ここもちょっと気になっていて、</p>
0:15:26	<p>火災及び爆発に対する影響で止めているんですが、他だと火災及び爆発に対する防護対策ということで実際に中身も、</p>
0:15:36	<p>も対策を変えていると思うんでここ影響で、</p>
0:15:40	<p>としたのは、</p>
0:15:41	<p>どういう意図なのでしょう。</p>
0:15:47	<p>はい。上野イシハラでございます。こちらはですね、後、生活関連荷受から入らせていただきます。</p>
0:15:55	<p>いただいて添付書類の方の f ポツ、危険物貯蔵施設等への熱影響と書いてるところは、熱影響だけではないので、火災爆発というふうに対する、</p>
0:16:07	<p>影響を受けるということがわかるように書こうということで、対象としてはそこに着目して修正をしました。ただおっしゃっていただいているという点でいくと、</p>
0:16:17	<p>上の方で行って防護対策っていうと、この点、火災爆発に対する影響って言うことと、書いてることが何が違うのかと、危険距離の上で×確保するって言うてるの設計だと言っているんで、それも含めて考えれば、</p>
0:16:31	<p>火災爆発に対する影響コースへ影響に対する数で繋がるんでありますけど防護対策としても、</p>
0:16:38	<p>そういうことによって他との横並びが初めてとれるのかなという気がします。そこはすみません。そこも含めて、再度記載を改めたいと思います。以上です。</p>
0:16:50	<p>はい。規制庁岡です。お願いします。</p>
0:16:54	<p>他も含めタイトルがまず、ちゃんとレベル感が合ってるかとかそういったところも、</p>
0:17:01	<p>検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
0:17:05	<p>あと小部通でこれから規制庁コサクですすみません。</p>
0:17:09	<p>今の点で言うと、</p>

0:17:11	その次のページとかの二次的影響も括弧Aが倍へ。
0:17:16	その次のページ(2) 有毒ガスってなっちゃってるので、ここもあわせてっていいんですかね。
0:17:23	はい、梅田でございますはい。全体を通して、合うように修正をさせていただきますこの終わりに対するとかちゃんと中身がわかるように、とあわせて記載をさせていただきます。以上です。
0:17:38	はい。よろしく申し上げます。岡さんどうぞ。規制庁岡です。では個別関係なんですがまず6ページ名の
0:17:46	先ほどの説明があった下の方の事前散水のところの、
0:17:51	追加されたところというのは、モニタリングポスト等に対するというふうに急にこの舞台の設備の名前が、
0:17:59	急に唐突に出てくるっていうところがあって、
0:18:03	これも、ここはまだグローバルな記載だからというふうに議論していて、
0:18:10	もう少しやっぱグローバルなところだと個別具体の設備が急にぽんと唐突に出てくるのではなくてもう少し、前段が、
0:18:18	あるのかなと、何でモニタリングポストがここに来るのかなっていうところで12ページが、
0:18:24	12ページの中段ぐらいにあるのがもともになっていると思うんですけど。
0:18:28	結局これ、大方の外側に位置していて、
0:18:32	防火体で守れないからっていう古藤だと思うん
0:18:36	ですが、例えば、この防火体の外側にする設備であるとかそういうのをちょっとつけるだけでグローバル、
0:18:43	な考え方に基づいて、
0:18:47	何かここだけ、かつ生かされてますというような印象を持つんじゃないかなと思うんですが、その辺どう、いかがですか。
0:18:56	はい、峰設楽でございます。はい。まずご指摘いただいている点、
0:19:03	最もだと思います。もともとは確かに、
0:19:09	それぞれ書いてるけど、これだけ対象物を特定している意味グローバルな形で書き切ると、全部に対して同じ顧客に有無でということ、対象物が限定されてるについてはそれがわかるようにということで、モニタリングポスト等に対する、
0:19:24	それぞれ手出しをさせていただきました。ただ
0:19:27	おっしゃっていただいている通り、事務長の役員に対して、防護対象施設以外の設備に対する構文と言っている中で、いきなりまたモニタリング

	ポストだけがとかいうだけが出てくるのかっていうのは、瀬の外にあるかなということも前提があって初めて成立するのでちょっと記載は、
0:19:44	本当に修正を考えたいと思います。以上です。はい、光岡ですよろしく お願いします。次のところの7ページ目の上のところも似たような、
0:19:57	感じ、話ので同じなので、そこもセットで、
0:20:01	検討いただける
0:20:03	あと9ページ目の、今回結構全体的になんですが、
0:20:09	今まで事業許可変更許可っていうふうに1、事業許可の方も読めるよう に、
0:20:14	してきたところが、9ページ目の一段落目で始まるんですが、事業変更 許可っていうふうに変更許可のみに
0:20:24	限定、限定してきたというか明確化してきたってところがありまし てここら辺の意図っていうのと、あと他の条文なんかも含め全部そうい うふうにしたのかっていうこと。
0:20:34	もうちょっとかがわせていただけますでしょうか。
0:20:38	はい。人間者でございます。ここは我々考えたのが持ってるかどうかあ れですけども考えた中身としては、今回特に外部衝撃みたいに新規制基 準で明確化されたものについては、
0:20:53	新規制基準を受けた条文ペーパーの中でいろんな設定条件を決めたりし ているということです。そういったものに対しては、自分の結果という のではなくて、
0:21:05	事業変更許可ということは、対象物が明らかにならないようにということで 記載を修正をさせていただいたということでございます。以上です。
0:21:15	はい。規制庁岡です。ただ、こういう場合他の例えば、発電炉の方でそ この横並びに、
0:21:24	ある設置変更許可の下、変更を確認してせ
0:21:29	ん。
0:21:30	書くのが一般的で、確かに今回防火体の線、
0:21:37	最大火線強度っていう意味では、
0:21:41	とか防火たりそのものですねっていう意味では今回新規制基準のもとで やったので変更許可に該当するのかなと思うんですけど一方で、別紙⑥ -2とかで、結構整理していただいている通りやっぱり、
0:21:57	という位置付けではあるので、こういうところは結構広く読めるよう に、
0:22:02	変更、事業許可も読めるように、事業括弧変更許可ってというのが、一般 的なルールなのかなというふうに、

0:22:10	ここ私は認識しているんですが、その辺いかがでしょうか。
0:22:18	すいませんコサクです。
0:22:21	ルールどうこうという以前にまず内容としてどうかということを考えて、石原さん言われたようなところは、事業変更許可、
0:22:31	ていうので、問題ないと思うんですけど、当初の許可からあって、それも許可を呼び込む必要があるみたいなことが、
0:22:41	まずあるのかどうか。
0:22:43	である場合には、それと区別しなきゃいけないような運用になるけど、明確に区別するということでの対応ができるのか、大丈夫か。
0:22:53	或いはその必要があるかと。
0:22:55	ということで、考えを出してください。
0:23:00	はい、吉原でございます。今回事業の変更結果を受けたという程度の部分ですんなり間設定したものを書いていると。
0:23:11	こういうものってのは当然問題を洗い出したように、この記載をどうするかというのは、考えた。
0:23:17	ございました。
0:23:18	ちょっと一番悩んだのは、
0:23:24	地盤クロックか忘れちゃったけど事業の結果を受けた地盤、そのやさしく内なんてのはもともと決まってる時間で、結局その面とかあるでしょっていうけど、
0:23:36	話を受けたところであれば、事業許可は変更に向けて書くのかなと、それぐらいのところは書いてくれば、外部衝撃関係のところ、
0:23:47	事業変更許可で新しく今回新規制基準で大瀬さんがやっば、
0:23:53	あったのでその自動分包化でいくということでやる中身を見た上で大きさを
0:23:59	それをいろいろ決めたというのが現状でございます。以上です。
0:24:09	古作です。今言われたところと言うと、当初許可からルーものもあるかという意味では、答えはいいです。
0:24:19	使い分ける。
0:24:21	使い分けられるんだ。
0:24:23	ということのようですけど。
0:24:28	今言われた外部衝撃のところは全部変更でっていうふうに言われてるんですけど、それ本当ですかっていうところもあって、イメージとしては書いていないものの、
0:24:40	設計考慮はしていたはずであって、
0:24:44	ていうので、

0:24:46	変更前後みたいなのところにも関係するかとは思んですけど、
0:24:51	そっこまで、
0:24:54	明示する必要があるのかっていうこととかはどうですか。
0:24:59	はい、峰設楽でございます。まず1点としてそれほど、これは県ではないんですけど、
0:25:09	もともと堀田おっしゃっていただいた通り募集要項を作ってる時に、変更全部で五味来るやつに対して、事業を許可、
0:25:21	の間に括弧変更ってつけて書くっていうのが、4. 前に自分とかに従ってっていうのは、なかなか塗って違和感があったというのがもともと降雨規範を変えようかと思ったんでございます。
0:25:35	今、事業変更許可、単に事業許可、括弧変更と書いていたところの、平成で書かれていたもの自体が、どうも確か数字で、
0:25:46	設定した数字、
0:25:50	100メートルの/secの竜巻の風速であったり、あと
0:25:56	竜巻の飛来物を確か同じような書き方をしたような気もしないでございませうといった方で、そういう的なものでかつ、今回新規性基準向けということではやはり
0:26:08	考え方であったり、
0:26:12	ベースブローの余る形しづらいようなものにその事業許可というふうなものに従ってっていうのがなかったので、今回、
0:26:23	使い分けができるかなと思ってやったところでした。ただ、ちょっと尾崎さんからのご指摘になってるんだと思います。本当に使えるかっていうとそこまで来られるかっていうところもしっかりあるので、
0:26:35	と同じで今使ってるように全部見た上で、じゃあ何かも含めて考えたいと思います。以上です。
0:26:43	はい。補足です。
0:26:46	使い分けを考えながらやられたこと自体はそんなに否定するほどではないとは思いつつ、その新旧変えたときに、
0:26:54	心のところ
0:26:56	当初許可が見えるようなのはっていう気持ちはあるぞという意味では、炉の運用としては
0:27:02	何ていうんすかね。
0:27:03	支給も含めてだとかっていうような意識というよりは単純に
0:27:09	許可を受けたといったところの、現状の最新の情報をU-2、全体集合として括弧変更と書いたという、

0:27:18	要望の意味合いだと思いますので、そうであれば別にそんなに気にしなくても、ということなんじゃないかなというふうに、
0:27:26	検討していただければと思います。大庭さんどうぞ。
0:27:30	規制庁岡です。
0:27:32	では、次、14 ページ目のところで、
0:27:37	へえ。
0:27:40	基本作業性の2段落目の黄色いハッチングしている段落くうなんです
0:27:45	が、 ここは、添付書類からの記載を持ってきたんですがちょっと、どうも結構いじっていて、
0:27:53	ちょっとわかりづらくなっているところなんです、
0:27:57	例えば、距離が最後に整理され、9、危険距離を求めとか整理されてるんですけど、距離の視点がまずないと。
0:28:08	これ、添付の方行くと防火体の外縁からの距離っていうふうになっていてそういう情報がちょっと抜け落ちちゃっていて、わかりづらくなっている
0:28:18	ので、
0:28:18	ここ、
0:28:19	少し見直していただきたいんですが、
0:28:22	わかりましたでしょうか。
0:28:24	伝わりましたでしょうか。
0:28:26	はい。りゅうぎん西原でございます。今おっしゃっていただいたことの、私の理解としては、
0:28:33	まず、確保すべきものというのは、添付の方に最大の火炎強度福崎会議輻射強度を踏まえた福地強度に基づきということで、
0:28:44	片野梅園から設計対象施設の離隔表と言った上で、それに対して危険協調の関係でそのままそれ以上のものを確保するんだということで何を
0:28:56	どういうふうを示すのかがわかるようになっているのが一方、もともと直した基本設計方針がある場合、燃料加工建屋はということで危険距離を上回る2×稲田どこからの離隔増えるのかがわからないので、
0:29:12	ここは何を示すべきかがちゃんと抜けなく書けるように、ちょっと整理をしたい、させていただきたいと思います。以上です。はい。そういう状況です。お願いします。
0:29:21	同じく、その次の段落のところ、
0:29:26	渡航は、最後にリンクを貼って、括弧Bにリンクを貼っているんですが
0:29:33	リンク先のタイトルが違って、近隣の産業施設の火災爆発に対するも対策。

0:29:41	というふうに今なっているので、ちょっと最後に、
0:29:45	一通り精査するときこういうところも含め、す。
0:29:49	清さんいただけますでしょうか。
0:29:52	はい。上西荒でございます。大変失礼いたしました。はい。当然やらせていただきますし、こんなところで違うのもおかしい話なのは、しっかりと他の見て、
0:30:02	適切に修正をさせていただきたいと思います。
0:30:06	はい、規制庁わかります。次、16 ページ目。
0:30:09	ここは発電炉の方にいろいろ、発電炉の記載がこういう理由でしたっていうのが、
0:30:15	追加されてきたんですが、実
0:30:19	備考の欄の方に入っている吹き出しの三つ目のところで、重畳の説明があるんですけど、
0:30:27	発、1、4 行目ぐらいからある発電炉においては必ずしも建屋直近での火災は想定しておらずっていうのが、これ、MOX はもう別に重畳は、
0:30:40	建屋直近での火災は想定してないと思いますので、
0:30:46	おそらく、他、航空機墜落火災自体は、建屋の直近でやっているとは思いますが、もうちょっと記載の方、
0:30:55	正しくというかですね。
0:30:57	整理いただければと思いますがいかがですか。
0:31:03	日本原燃徳永でございます。はいすいませんここ直近、ごめんなさい。瀬瀬安藤河西をイメージして書いたところなんすけどちょっと重畳火災と混同した要因になってたので、
0:31:12	もう少し正確な表現になるようにしたいと思います以上です。はい。社長わかりました。よろしく願います。
0:31:18	次、17 ページ目で、
0:31:21	これ前回位の議論を踏まえて、追加された基本設計方針の 2 段落目に対する許可からの変更点の、
0:31:30	吹き出しのところ、ここの記載が、
0:31:35	ちょっと前かいままで聞いていたものと若干違って、
0:31:40	その許可からの変更点の中にある。
0:31:43	3 行目から 4 行目。
0:31:45	評価に包絡できないことからっていうことが、
0:31:51	許可では、評価に包絡されることからっていうふうになっていて、
0:31:58	許可の記載と矛盾するような理由になっていいるんですね、実際前回聞いたことを。

0:32:07	確認すると、
0:32:11	許可のことは、大前提として置いた上で、その許可、
0:32:16	記載を補強するような、
0:32:19	記載でずっと許可で不足していたよ、あの日ちゃんと表現していなかったことを補足するような記載ですというふうに、
0:32:27	聞いていたんですが、この辺、どういう関係になっていますでしょうか。
0:32:36	はい。日本原燃石原でございます。私もその説明をした記憶があって、
0:32:43	全く火災自体は他で見て、評価に包絡されると。それはなぜかというときには、北條翔月ちゃんと監視員がいて、消火活動できるので、その火災が広がっていくといったようなこともないので、
0:33:00	これ、他の方の評価の中に十分入るんだという説明をしたと記憶しています。それと比較するとおっしゃっていただいたようにこの吹き出しのところの記載が全く矛盾しているので、
0:33:12	技術としては今私が冒頭申し上げた通りです。それとちゃんとあるように記載を適正化させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。はい。それはわかります。お願いします。
0:33:24	うん。
0:33:27	18 ページ目の、
0:33:30	ここへ土肥上の段落です。18 ページ目能勢設工認基本設計方針の上の段落のところ
0:33:37	結構、
0:33:39	いろいろと物をいじっていて、
0:33:42	結局、その点もなくずーっと分が繋がっていて、どこで、単語の区切りがわからなくなっていて、元の許可の添付のその、
0:33:54	元のところと思って、意味が大分変わってきてしまっていてですね。
0:34:00	コンクリートの許容温度以下になる許容
0:34:03	の危険距離とか、そういう区切りで読めてしまうように今なっているんですね。
0:34:08	なんでちょっとここは、もう一度許可にいた力許可の文言と、表現に立ち返って文に立ち返って、正しくその分があらわせるかっていうところで、
0:34:19	再検討いただきたいんですが再整理いただきたい。
0:34:24	はい。日本原燃笠間ですいません。この文章がちょっとなかったんで、ちょっとわかりやすく、ちょっと修文してしまったんですけど、三枝おっしゃる通りその許容温度とか、



0:34:35	その辺の部分で省いてしまっていましたので、
0:34:39	詳細度許可が展開して、さらにわかりやすい文章ということで考えたいと思います。
0:34:45	はい。規制庁岡部です。
0:34:48	で、次に 10 ページ目の、
0:34:55	上の段だ。
0:35:00	うん。
0:35:04	一つしか段落なんですね、段落黄色いハッチングされている段落の頭の解説が節追加されてきたんですがここ、許可の記載を用いたっていうふうに、
0:35:15	整理されているんですが、許可の記載が見つからなくて、
0:35:20	これまずどっかにあるんでしょうか。
0:35:33	井上西田でございます少々お待ちください。
0:36:09	日本イシハラでございます。こちらの線で正しくはちょっと私も
0:36:16	ルーディングしたときに、
0:36:18	燃焼継続時間ってそもそも動く必要があるのかっていうやりとりをした記憶もありますその時にちょっと説明を受けたのは、
0:36:25	そうですね喜田市議会の許可の記載協議は、部分の記載からそれを乗ってきたというような話を聞いてたと、携行してますので、書き方がちょっとおかしいというか、事実と異なると思いますそこをちょっともう一度精査をさせていただきたいと思います。以上です。
0:36:42	はい、規制庁加瀬です。許可の記載を用いたっていうところ。
0:36:46	もうおそらく、
0:36:47	許可にはなくて、その辺少し事実関係をちゃんと書くように、
0:36:53	えっと 29 ページ名の、今回いろいろ再整備されたところの有毒ガスの話。
0:37:01	ここわあ、ちょっと少し確認が要るかなあとと思ひまして、
0:37:06	まず上の段落のところ、人体への影響の観点から運転員に対する影響を想定してというふうには書いてあるんですが、
0:37:16	この想定ってどんな想定なんですか。
0:37:27	はい。人間のイシハラでございます。
0:37:31	もともとや、
0:37:35	これですね有毒ガスこれ確か、少々お待ちください。
0:37:49	すいません。井上西田でございますがカサモ火災起こった時に出てくるようなガスのックスみたいなガスを考えて、それに対して、人への影響というのも影響の観点からという、許可の添付に書いてある。

0:38:05	ちゅ安心しつつ、テレビの影響を考えて、そういうのが薄く、可能性がある場合は、関係を提出するという措置を講じようと、こういう想定しているということでございます。
0:38:20	はい。規制庁岡です。そ、結局、ちょっと何か影響の観点から予定に対する影響を想定し、というふうに、
0:38:28	その部分が絶対的に示されてないっていうのはそもそもあるんですが、人体ね。
0:38:35	N 影響の観点、
0:38:37	から、
0:38:38	以下の保安規定に定めというか、運転員に対する影響の観点から、以下の保安規定に定めてとかそういうふうに、
0:38:46	書いても全然許可と並びがとれてるような気がする。
0:38:50	んですが、何か必要なワードだったんでしょうか。
0:38:57	はい、日本の石田でございます。いろいろといろんな記載をしながら、紆余曲折あったような気もしますが、
0:39:09	トーンで書いてあることが全体の枠組みだと思います運転に対する影響を考慮し想定し、例えば運転に対する影響の、
0:39:22	想定審議かを保安規定に定めて管理するというだけの言葉があれば、意味は十分であると思います。以上です。はい。通常からです。そうです。
0:39:34	そういう観点でまた精査いただければと思います。
0:39:36	で、二つ目のポツ、その下の二つ目のポツの吸気系統上の手動ダンパを停止するっていう部分が、
0:39:45	これは許可との関係ではどういう、
0:39:49	位置付けになるんでしょうか。
0:39:54	はい。与儀西浦でございます。こちらはですね
0:39:59	小貫田上、田澤のDところにも確かあったと思ひましてそういったところとも同じように記載の展開をしたということでございます。
0:40:14	子供考え方でございました。以上です。はい。規制庁岡です。それはわかるんですが、例えばこれの判例がおそらく追加されているDB。
0:40:24	外貨 08-2 に相当していて、これはばい煙に対する、
0:40:31	対策として判例がひもづいているところ。
0:40:36	という認識です。
0:40:39	ばい煙の凡例がここにつくっていうのも何か違和感があってですね、例えば上の手順に含まれるんだとかそういうことであれば、
0:40:52	そういう整理なのかなと思ったんですが、その辺で、許可との関係っていうか、

0:40:57	河合加川なんですか、これ。
0:41:01	はい、弓削西原でございますはい。おっしゃっている趣旨はわかりました。元から有毒ガスに対する影響を考慮するというのと、
0:41:11	前に対する影響を考慮するというのが許可それでいて、はちに東急の李という番号をつけてます。それぞれがそれぞれで手順が当然展開をされていくものになりますので99にデータブックをすべきだと思いますので、
0:41:29	委員は千野辰野様に、ちょっと、のやり方としては、今のは確か考えてルールメイキングとしてもおかしいかなと思います。それはやはり、その中で工夫するということで行くと、誘導活動の影響についてはその手順全体を含めて今日の新井田と、
0:41:44	ということかと思えます。以上です。はい。規制庁岡です。マターちょっとその辺の判例関係の整理とか、紐づけとかそういう
0:41:53	少し整理いただくということでよろしく申し上げます。
0:41:56	関連してなんですが30ページ目の一番最後の、
0:42:00	保安規定に定めるものの一番最後のポツIIのところ、
0:42:04	もう、
0:42:05	これも今の話の影響でここに、
0:42:08	出てきたと思うんですが、
0:42:10	ここはばい煙という6月、どっちものことを両業者のことをここで表現している。
0:42:17	というそういうことなんでしょうか。
0:42:20	はい。ネシアでございます。後にちょっと断れないのは恐縮でございますが場合の話、こういう話を上営業課長その次協定の一番最後という形で書いたということでございます。以上です。
0:42:33	うん。規制調査です今おっしゃった通り頭のところで少し説明が必要なのかなと思ひまして、
0:42:43	そういうことがわかるようにしていただければというのがコメントなんですが、
0:42:48	いかがですか。
0:42:50	はい、荻野石田でございます。対応の協議会についてとか対して、買い上げる休憩等の集団編集部施設の監視がというので、
0:43:02	文章を続けて書けるようにしたいと思います。以上です。
0:43:06	はい、清帖佐ですよろしく申し上げます。あと35ページ目の凡例のところ、
0:43:17	35人。

0:43:18	すいません 45。
0:43:21	45 の凡例のところ、いろいろ見直されたということなんですがちょっと軽微な話で、志賀他の 13 番を新設したんですかね。
0:43:31	これは結構前初めの方に出てきて、いきなり志賀他 13 が、
0:43:37	大分早く出てくるっていうのもあってまた最後でいいので、判例の順番に出てくる順番で並べ替えとか、そういうことは
0:43:48	実施していただきたいです。
0:43:52	はい。日本原燃石田でございます。はい。ちょっと中途半端で恐縮でございます頭から全部並べてもう 1 回、番号は相当させていただきたいと思えます。以上です。
0:44:02	はい、清町岡です。その受芝田 13 の中なんですが、
0:44:07	森林火災における事業変更許可ですでに実施した森林火災の想定っていうふうにするに実施したって書いてあるんですが、これはもうすでに検討、
0:44:17	市、市を経たとかそういうことをすでに整理したとかそういうことでしょうかね。
0:44:24	はい。日本円者でございます趣旨はそういうことでございますちょっと誤解がないようにかつ正しく伝わるように日本語はもう少し考えたいと思えます。
0:44:36	はい。規制庁佐田です。あと、志賀他 11 も今回前回ちょっと有毒ガスは評価がないんじゃないかというようなコメントをして、
0:44:46	阿蘇、その辺ちょっと整理しますということで、
0:44:50	項目自体は、についての措置に対するっていうふうになってきたんですが考え方の方は、
0:44:55	評価を据え置いたっていうことで、これって何を意図した。
0:45:01	港南衛藤こと整理なんでしょうか。
0:45:17	少々お待ちください。
0:45:43	麻生カサモ人間カサモです。
0:45:46	こう表現を変えただけで、ちょっと 7 方から、
0:45:50	グレーハッチングで、添付に飛ばすっていう内容の見直しを行ってない箇所になります。
0:45:56	はい、ありがとうございます。今岡さんあるんですね。
0:46:01	あと、高項目んとこ撮影に対する事項と変えたにもかかわらず、考え方のところに相変わらず評価条件って書いてるので、なぜここ直さなかったのかっていう趣旨ですよね。はい。評価がないのであれば、直してくださいというコメント。

0:46:15	だったので、それが据え置かれたということでどういう整理で、これが据え置かれたのかっていう。
0:46:21	確認をしたいんですが、
0:46:24	はい。すいません。すいません単純な押し忘れだと思います適切に修正を考えたいと思います。はい。規制庁佐田です。そういうことであれば、また決定判例。やっぱ、
0:46:36	今言ったようなところの観点で、本当に適切な条例になってるのかなというところも含め、見直していただければと思いますのでよろしく願いします。
0:46:47	7 関係私からは以上なんですが他、規制庁側から何かありますでしょうか。
0:46:58	特にないようでしたら、あと、新居さんはまた基本設計方針を踏まえて適切に直していただきて、
0:47:06	C4の方で、初めの方の説明があったはず67ページ目の構成の話。
0:47:13	から、
0:47:16	確認させていただきたいと思うんですが、まずここ別紙、67ページ目の構成で、初めに説明がありましたが、結局設計方針というものはちゃんとうたっ。
0:47:28	いますが、やはり、記載の、
0:47:31	程度感が少なく、かつ評価との関係が非常に、
0:47:36	強いということもあって一つの添付書類の中で全部構成分組み立てた方が、
0:47:44	わかりやすくだろうと判断されたということ。
0:47:47	ですねまず、
0:47:51	はい、峰志田でございますはい。
0:47:54	冒頭申し上げた通りでございますがどこの設計方針をベースにして評価をやって、答えを出すということでこの設計書と評価方針の内部火災の場合は、結構密接に関係してる部分があるということ。
0:48:10	あと設計方針、運営へ立てるやはりボリューム感という意味では、なかなか難しいところが、結果的にこういう形にさせていただいたということでございます。以上です。
0:48:22	はい。規制庁岡です。わかりました。これ、規制庁側から何か。
0:48:29	コメント等ありますでしょうか。
0:48:35	では、特にないようなので、別紙4の中について、
0:48:42	幾つか確認させていただきます。冒頭に有馬、説明いただきました通り別紙4-4は大部

0:48:52	非常に答えを導くのにわかりやすくなったという印象を持っています、
0:49:00	かなり確認しやすくなりました。別紙4の1から3のところでは少し、
0:49:08	確認
0:49:11	まず71ページ名。
0:49:13	の、
0:49:15	備考に書いてある四つめ、当社ではから始まる場所、
0:49:21	向こう敷地外の部下通の影響は敷地内の危険物の影響評価に包絡されるとし、これって、
0:49:29	あと補足説明資料で、
0:49:31	各っていうふうに書いてあるんですがこれは何で、プールベースではないのでしょうか。
0:49:47	日本原燃石田でございます。
0:49:50	そうですね。
0:49:52	敷地の今日富来もともと外部火災として影響、
0:50:00	施設敷地の施設の話+敷地側で考慮するものってというのが、何かあるかっていう評価も含めて、
0:50:09	自分のときは添付で整理をして、代表選手を決めて評価をしていたと思っています。
0:50:17	その考え方をすでに、そこで聞いていて、そのベースとなる考え方を、今回補足説明資料としてご説明をすると。
0:50:25	こういうことかなと思っていたのでこういう書き方にしています。
0:50:29	はい。
0:50:30	うん。規制庁からです。そういう認識で法学関係について評価で示すこととしていることを、
0:50:38	補足説明資料で説明するんじゃなくて、
0:50:41	保安関係に関しては添付で、
0:50:44	十分可能。
0:50:48	存じていて具体的な
0:50:53	何か評価とかそういうのは、とそ腔に割り当てられたとかそういうイメージですか。
0:51:00	日本円者でございますはい。すみません。大岡さんということがわかりました多分、確実にこの備考で書いてある書き方が、正しく
0:51:10	伝えられるような日本語になってないかなと思います。おっしゃっていた通り、どの施設をどう影響見なきゃいけないかっていうのはちゃんと添付で述べられた上で、

0:51:20	結果に導いた考え方だったりでその状態を、直接の資料で説明するという事ですので、ご関係自体を評価に示すということではないと思いますので、その
0:51:33	ことがちゃんと伝わるようにこの備考の文章を適正化させていただきたいと思います。以上です。はい。室長補佐ですちょっと読んでいて他のと、補足に飛ばすっていうところも、
0:51:45	本当にその部分がちゃんと補足に富むものかどうかというところも含め、また精査いただければと思いますんで、
0:51:53	よろしくお願いします。
0:51:55	あと 76 ページ目、前回ちょっと、
0:52:02	少し、
0:52:03	整理してくださいってお願いした実用炉は実用発電用原子炉施設への航空機落下か。
0:52:15	76 ページ目の最後の段落では、
0:52:19	今までから移動というふうに、以下、
0:52:22	以前まとめていたものをガイドというふうにタイトルを変更してきて 86 ページ目は、
0:52:30	その下の
0:52:32	(3) のところ、ここ年版だけを変えてきて、
0:52:38	95 ページ目の事業企画部には、
0:52:45	研究企画には、
0:52:48	追加はされてきたんですが、例えば実用炉で書いてるような内規とか、ちょっと実用炉とも差異があるような状況で、
0:52:57	これって、許可の添付なんかだとまず発令で、以下、
0:53:02	きつい裏街道ってなって、
0:53:06	そのあとのものを使うようになっていると思うんですが、ここでこういうふうに
0:53:12	それぞれの場所で、それぞれの整理をされたっていうのはこれ何か考えがあってやってる。
0:53:25	日本語でトクナガでございます。すいませんここは、
0:53:28	記載のぶれでございます。
0:53:30	失礼いたしました。以上です。
0:53:32	入園者でございます。記載としては、おっしゃった通りという初めて出てくるところで、タイトル不
0:53:43	弁状態等を書いた上で良いか何か言って言うと、省略した形を使うというのが、ルールん限り予測でございます。以上です。

0:53:54	はい、規制庁澤です。そういう観点でまた整理いただければと。
0:53:59	思います。
0:54:01	4-1 に関しては基本的落としの方も少し、
0:54:05	変わると思われますので、現状、
0:54:10	私からは以上なのですが、規制庁側から特に、
0:54:15	ないんでしょうか。
0:54:19	もしないようでしたし4-2の方移らせていただきます。
0:54:23	4-2の、
0:54:26	101 ページ目から展開されている波及的影響の話、(3)の波及的影響の話で、ちょっと内容としてはわかるようになったんですが、
0:54:39	この論じ方がですね、ずっと読んでいくと、急に、まず設備が
0:54:45	ずらずらって、その設備の説明がされて、最後に、機能的影響ですかねの説明がちょっとされるっていうような、
0:54:55	感じで、結構論理。
0:54:58	ロジカルにこう準備
0:55:00	前段から順番
0:55:03	なっていて大分確認しづらい、何でこれが出てくるのっていうのが、前の段落ごとに
0:55:10	疑問が残るといような整理になってるんですが、こういうふうに整理されたのっていうのは何か意図があつてのことなんでしょうか。
0:55:23	泉谷でございます。
0:55:25	理解としてはおっしゃる通りまだ十分ではない気がします。もともと考えた方がまだ、何をはっきり言って現況として考えなきゃいけないかという母集団を示すと。
0:55:36	その中で考え方、要は、波及的影響防止施設にならないという考え方は、まずグループごとに合わせてそれぞれ説明していくと。
0:55:49	限界でももとは整理をさせていただきました。ただ出てくる順番であったり、書き方だったり、そういうふうになりますのでちょっと整理をした上で、
0:56:02	お迎えをさせていただきたいと思います。景気状況全体で見なきゃいけないかっていうのを言った上で、その中で考慮すべきものがそれぞれ何があつて、
0:56:13	どう延滞しているので、基本的にはどういう考え方の影響を福祉施設等やらないっていう考えるのかっていうのを同時で、それぞれに対して、どういう考え方で僕にはまるのかっていう結論に持っていくと。



0:56:27	最終的には 500 ウーケツ論としてはこうだということが流れるようにと いうことで整理をさせていただければと思います。以上です。はい、清 町岡です。その他の (1) は括弧
0:56:46	有井設備からは、
0:56:51	もし記載の適正化をお願いします。
0:56:54	で、菅と同じ場所なんですけど 101 ページ目 2 段落目、(3) の 2 段落 目、
0:57:01	ここで
0:57:03	下から 2 行目で倒壊転倒または破損っていうのが書いてあって、これっ てどういう使い分けというそれぞれどういう事象を考えられているんで しょうか。
0:57:19	日本原燃石原でございます。
0:57:22	倒壊転倒は、
0:57:24	あんまり差はないような気がしますとも多分確かに総務部へ。
0:57:30	建物の話がやっぱり、設備の話があったりっていうのがあって、この地 区については野村、東海、
0:57:41	考え方だったと思います。排気トレイが構築物の中でも建物と若干構造 が違うのは転倒ということを見ると、
0:57:50	破損等が正しくその例えばなったり構築物の一部が壊れて、その波及的 影響及ぼすかということかと思ってました。以上です。
0:58:01	はい、規制庁からわかりました。
0:58:03	ちょっと今そうなってるんでしょうかっていうところなんですけど。
0:58:08	はい。そういう意味では
0:58:11	全体を出したのそれぞれ崩壊憲法破損というのが駄目になるか当てはま らないかって全部スクリーニングということで、
0:58:20	要は統合してるものはそういう手続きに当たるわけは多分ないので、そ こで多分それができるのかなと思いますそこをちょっとせ、精緻に反映 するように、
0:58:31	適正化を図らせていただきたいと思います。以上です。
0:58:34	はい。規制庁岡です。はいありがとうございます。
0:58:37	次廃棄等の話のところも倒壊する恐れとなっていて、
0:58:43	これは今の説明だと伝統なんじゃないかな。まず、
0:58:50	はい、梅野石田でございます点等が一番当てはまるかだと思います。はい。 そこも含めて整理をさせていただければと思います。以上です。社 長からです。今の段落の説明なんですけど、
0:59:03	向こう、

0:59:05	排気塔は倒壊する恐れがないっていうふうに今は書いてあって、一方で説明の方は全部、燃料加工建屋との比較論で整理されていて、
0:59:18	衛藤。
0:59:20	燃料加工建屋との比較論だけで排気塔が倒壊する恐れがないっていうふうに言い切れるっていう、
0:59:27	のでしょうかまずは、
0:59:33	はい、米西原でございます。
0:59:36	ちょっと書き方が、燃料加工建屋ということを対象に書いてしまってる ところありますが、実際の例えば構築物として考えるようなコンクリートの構築物、比較したときに、
0:59:51	転倒というか東海、検討しづらいとすることが想定していただくということを説明したかったのが手段ですのでそのプランニングを（タ）程度比較してこうだということが見えなかった、集団ではなかったと思っておりました。
1:00:07	これそれが正しく伝わる文章は修正させていただきたいと思います。以上です。はい、末岡です。私はこれ見てどちらかというとな燃料化、
1:00:17	瀬谷よりも早く倒れることはない。
1:00:20	燃料加工建屋に波及的
1:00:22	を問わないんです。
1:00:23	目を
1:00:24	しようとしている中で前段でそういう
1:00:26	切れてない。
1:00:29	不整合というか違和感を感じたんですが、
1:00:32	整理ではないんでしょうか。
1:00:41	今の石田でございます。就業はそういうことも確かに考えてましたそこも含めて全体、ことがちゃんと伝わるように修文させていただければと思いました。以上です。はい、わかりました。
1:00:56	4-2 に関しましては私からは以上で、
1:01:02	一応もし規制庁側から補完ないようでしたら、次 4-3、
1:01:07	に移りたいと思います。
1:01:09	4-3109 ページ目の、新しく設計方針をいろいろこう記載していただいているところの（4）
1:01:20	これが隣にある基本方針、
1:01:27	手段が違うとか、基本方針側では、外壁温度を算出して許容温度以下にすることを、
1:01:35	とうたっている中で、（4）の

1:01:38	方は、離隔を確保すること等を謳っていて、これってどういうことなんでしょうか。
1:01:57	はい。梅野イシハラでございます。
1:02:01	おっしゃっていることは理解をします終始もともと痛かったのは、
1:02:05	平井にある、添付の1番目で言っていることを、宣誓を盛り込んで、どういう設計なんだということに至ったのが趣旨ですので、それが違うのはやはり、もともとの趣旨と外れてますのでもう一度ちゃんとあの日、
1:02:20	設計の1年いってることを見た上で、
1:02:23	適正化させていただきたいと思います。以上です。
1:02:26	はい。規制庁加瀬ですこうずれてると、違和感がすごくありますのでまたそれ引き続き確認の方よろしくをお願いします。
1:02:34	で、111
1:02:36	目の(9)、これはちょっと気になっていてですね、危険物貯蔵施設等に関しては、
1:02:44	火災園として扱う部分と、あとそれ自身が火災から防護するっていう部分があると思っていて、
1:02:50	この(1)から順番に書いてあるものっていうのは、設計方針107ページ目の2ポツの冒頭で、外部火災、
1:03:01	への配慮に関する、は、外部火災の影響を考慮する。
1:03:06	というふうになっていまして、
1:03:08	ここで危険物の施設等が、
1:03:12	に関する設計が来るんですが、ここ、
1:03:15	この危険物貯蔵施設等自体は、4-2、別紙4-2の方では抽出の対象ではなくて、後に出てくる評価の対象というふうに扱いがなっていて、
1:03:26	で来こうて。
1:03:30	結構違和感があるんですが、
1:03:32	むしろ危険物常設等というのは考慮する施設の方に含まれるんじゃないのかなと、それだったらこの(9)もスムーズに読めるなと思ったんですが、どういう
1:03:45	考えでしょうかこの辺。
1:03:54	はい、宮城西浦でございます。
1:03:57	今のは、大窪さん方の(9)と111ページから始まる(9)の位置付けですよ。
1:04:10	もともと、
1:04:12	4-1の中で説明をしているものはそっか。

1:04:19	そういう意味では元の頭から考えたときに、影響考慮する施設の中には、開いて、
1:04:28	見えないので、ちょっと位置付けとしては確かに忙しいにしないとおかしなことになりますね。そこをちょっと何に対して説明するのかっていうのをもう一度ちょっと整理をした上で、
1:04:39	書き方を考えたいと思いますはい。以上です。
1:04:45	はい。規制庁岡です。
1:04:47	そ、ここら辺、特に危険物貯蔵施設等の扱いが、
1:04:52	結構難しく、
1:04:54	で、ちゃんと整理すれば、別紙4-2では、
1:04:58	という考え方もあるのかなと思うんですが、
1:05:02	そうはならないのでしょうか。
1:05:06	はい。姫野石田でございます。今、
1:05:11	ジャストで恐縮ですもともと確か外部火災の影響を考慮する施設っていうのは何かっていうのは、防護対象設備っていうのを他で選んでおきながら、影響を考慮する施設っていうのをもう一度選び直して、
1:05:25	こちらを変えに行ってる理由は何かっていうと、おっしゃっていただけてる通りこのあとよく設計であったり評価であったりっていうのをやらないといけない母集団をちゃんと化させるっていうのがもともとの趣旨だと思ってます。
1:05:38	そういう意味で影響を考慮する施設という名前で置き換えて母集団を決めにかかっている以上は、
1:05:44	評価の中に努力の人が全員ここに登場しないとやっぱおかしいと思います。そうなってないのは恐縮ですけど、そういう意味で、もう一度ちょっと整理を考えさせてください。
1:05:55	そこで入れてしまえば、次の3番目の頭でも当然規模、(9)で登場しても問題ないと思うので、その整理は、すいません。やらせていただければと思います。以上です。
1:06:07	はい。超過です。私もそうです今の違和感は多分そういうところなのかなと思いますので、引き続き、
1:06:15	整理のほどよろしくお願いします。
1:06:18	で、あと121ページ目。
1:06:23	で、4、
1:06:25	許容温度の話が、
1:06:28	121ページ目からあるんですがまず、
1:06:30	全科冷やというより再処理の部屋ですかね許容温度と、に関する

1:06:39	添付書類と補足説明書類で、同じ。
1:06:42	ものをつらつら書くような、
1:06:45	完全に重なったような文章が提出されて、どういうふうに書き分けますかっていうことを、
1:06:50	伺いましたがこれは、今のMOXのこのスタイルは整理がついた状況なんでしょうか。
1:07:01	はい。井手イシハラでございます。まずう、
1:07:07	我々全体の設工認の進め方として、どっかちゃんと整理をしないといけないと思っていたところがまず最初に事故を引き受けたところだと思ってます。
1:07:17	個別の補足説明資料を走ってここに、
1:07:21	走った結果としていろいろこういうことを制限しますというのを書きましたと、今回、許可制度により、技術基準の適合性という意味で本部の固めと本文との関係でテンプレに対してどういうことを書くのかと。
1:07:34	いうのを決めていくと、その中で、補足でもともと個別先に走ったもので書いていたものでも、教育書に書かなきゃいけないものと当然添付書類格上げという所がちゃんと書いた上で整理をすると。
1:07:47	そういった時に、個別の補足説明資料にもともと書いていたのもう添付書類書いたものっていうのは当然、補足説明資料から、会計と完全重複になる部分もあるので、整理をした上で個別補足説明資料場合を、
1:08:00	ある程度それを生かせるという手順かと思ってました。
1:08:03	今、ちょうど今会長のところについては、添付書類として少なくとも書かなきゃいけないところをちゃんと中、スクリーニングした上で書かさせていただいてる範囲だと思ってます。以上です。
1:08:15	はい。それ調査ですわかりました。はい。で、124 ページ目に関連することがあってちょっと先に124 ページ目の、
1:08:24	備考のところではブルーの新しく追加されたところなんです、
1:08:30	授業の共用部分については補足説明資料で詳細の設定根拠を説明するというふうになって、ただこれ全体的に、
1:08:39	内外の温度である内等を許容温度にするというような整理に今回なってきたいて、この詳細な説明というのは、重油だけじゃなくて、
1:08:50	全部、やはり補足説明の中では、展開されるものなのかなと思うんですが、
1:08:56	そこら辺の認識はいかがですか。
1:09:02	日本原燃徳永でございます。

1:09:05	おっしゃる通りかなというふうに思っていました。ちょっとここに関して自由だけ特出しで書かせていただいたのは、ちょっとどっかと考え方を少し変えてるところもあって、そういうところは、補足としてしっかり整理させていただくっていうところを、
1:09:18	備考欄に示したかった。
1:09:20	安倍書かせていただいて、
1:09:24	はい、規制庁からですちょっと気持ちが先に。
1:09:28	きたような書き方だなんていうことは、十分認識した上で、
1:09:32	正確な情報を少し備考の方にも、
1:09:35	書いていただければと思います。
1:09:39	で、121 ページ目、ちょっと戻るんですが 121 ページ目の燃料加工建屋の許容温度の整理が、
1:09:46	これーちょっと読むと、
1:09:50	前段のところ等で温度を書いた後に、括弧の中に書いてあることがほぼ一緒のことが書いてあって、
1:09:58	これなんか、
1:09:59	使い分けというか、役割はあるんですか、これ。
1:10:14	はい。与儀の石原でございます。はい申し訳ございません完全に一緒に
1:10:22	これは言いながら、同じように変えたんだと推測をします疑ったのか工期を保守的に設定してるんですよということだけの結論を言いたかったんですがその前に書いてあることが、
1:10:34	括弧の外に出てる文章と全く同じなので、ちょっとそこは工夫をさせていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁岡です。ちょっとくどい
1:10:43	投稿読んでて思ったので、そういうこと、こういうところも含め精査いただければと思います。
1:10:51	で、120。
1:10:55	5 ページ目からのところですね、今回リコーの方に発電炉はこうこうこういう評価で、原燃はこうこうこういう評価っていうふうに、
1:11:06	書いてはきたんですがこれ、この内容は、
1:11:11	それぞれの記載項目を見ればわかって評価どんな評価をしたのかっていうことはわかって、前回コメントしたのは
1:11:19	発電炉はどういう考えでこういう評価になっていて、て原燃はこれどういいう考えでこういう評価になっていて、だから違いがありますというように、もう少し備考のほう充実してくれませんかというふうにお問い合わせ。

1:11:32	しましたがそういうことっていうのは今回どっか記載されているんでしょうか。
1:11:51	人間のイシハラまで少々お待ちください。
1:12:08	稲毛吉田でございます。その辺、調べたことを全部技術、ファクトお伝えできる所の備考欄の修文をし、事実関係も含めて、
1:12:20	記載を見直したいと思います。
1:12:23	ご指摘の趣旨に沿ってなかったのは、申し訳ございません。趣旨は理解をしましたのでそれがわかるように、修正をさせていただきたいと思います。
1:12:32	はい。規制庁岡です一応、1000 発電の方もいらっしゃるということでいろいろそういう情報は収集しやすく、
1:12:41	しやすい環境かと思えますし、この書類自体がやっぱり、発電の横に並べてるっていうのは、なんで発電炉と違うのかっていうことを記載する。
1:12:50	この箇所が備考に
1:12:52	やっぱり書かれるものかなと思いますので、ちょっとそういうところを少し充実した
1:12:58	思います。よろしくお願いします。
1:13:01	次、131 ページ目。
1:13:06	で、今の話もちっと関係するんですが 131 ページ目のところで備考のところ、今回原燃が採用している建屋のモデルとかが、
1:13:18	書いてあるんですが、こういうのがまさしくその添付書類、
1:13:22	で、
1:13:23	あと何でこういうモデル。
1:13:25	に、まずな、何のモデルなのか、それが、
1:13:29	それを何でここで使っていいのかっていうことを少し、
1:13:33	根拠を持って展開してくださいって以前から言ってるところなんです
1:13:39	が、 今回備考に追加されてるような情報っていうのは添付書類の方ではどっかに書いてあるんでしょう。
1:13:54	はい。梅野イシハラでございます。事実関係としては、直接的にモデルの形状であったりということまでは書ききれてないと思います式として使ってるものが、結果してこういうモデルを流してるということになるとは思いますけどそれは逆説関係しかないので、
1:14:11	そこを適切なホームにさせていただきたいと思います。モデル選んだ人ってのは、あとはこの建物の形状だったり、あと、

1:14:22	外部火災の社協としての分担関係であったりということがあると思いますけどそういったことも、位置付けなり、考え方にも、あわせて追記をさせていただきたいと思います。以上です。
1:14:35	はい。規制庁岡です。いろいろ出展充実していただいたりしてで、
1:14:40	ガイド、ガイドに基づくようなものっていうのは大分そういうところも書き表していただいて確認しやすくなってるんですが、ガイドから離れたところで急に出てくる式とかですね。
1:14:51	出典が書いてあるんですが、これは何の式なのかっていうのは出典まで見なきゃいけなかったりで、もともとの、どういうモデルを、
1:15:01	使って計算しようとしてるのか平板なのか、円筒なのか、そういったところも、やっぱり文中になくてですねいろいろ調べなきゃ。
1:15:12	納得考えられる確認ができないっていうような状況で、そういうのを少しやっぱり充実していただくのかなと思いますんで、あと、適用範囲関係ですね、もう、
1:15:23	以前から、
1:15:25	言っていますが何でここで、この式が、
1:15:28	使えるのかとか後金知識が結構多いので、
1:15:32	その近似式の適用範囲、送流なのか何流なのかとか、そういったところがちゃんと適切に今回使われているのかっていうところなんかも、
1:15:43	少し説明いただきたいです。
1:15:49	はい。ユニシアでございます。今言われた点、式の適用範囲であったり
1:15:55	A層の時に使う式なのかという考え方であったり、これを適用できるかどうかっていう判断も含めて一連の記載を拡充したいと思います。以上です。
1:16:06	はい。規制庁岡です。よろしく申し上げます。通院。
1:16:11	次のページ 132 ページ名。
1:16:15	ですかね。
1:16:16	その備考で、その天井スラブ厚の小塚伊井。
1:16:21	がちょっと書いてあるんですが、
1:16:23	天井スラブ暑うの島壁厚のこの関係っていうのは添付書類の本文中にはどっかで、
1:16:30	表現しなくてもいいもんなんでしょうか。
1:16:38	日本原燃市田でございます。そうですねもともと建物としては、1.3メートル以上の話っていうのは、図面なり、本文の仕様表なりでわかるとはいへど、
1:16:51	計算例の賃金としての対象物の選定で天井スラブを



1:17:02	外壁で代表されるというような考え方がないとやはり結果が出てこない形になるので、そこは記載を拡充させていただきたいと思います。
1:17:14	結果には影響ないと思いますがの考え方と、そのサーバーとの関係も含めて、はい。整理をして記載をさせていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁加賀です。そうですね。
1:17:27	結局天井暑うを天井側を全然評価しないまま、MOXは最後まで進みますし再処理側は何か、
1:17:35	その関係をちゃんと考慮しなきゃいけないっていうものもあるというふうに先日の
1:17:40	費用で伺った記憶もありまして、そういうところはちゃんと添付で、しっかり前提条件として示してもらうのがいいかなと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。
1:17:53	148 ページ目、その重畳評価。
1:17:59	ここ、
1:18:00	148 ページ目の、今回変更されたところですかね。
1:18:05	森林火災の中で考慮される対応輻射を抜いたものとするって、何か表現だけの、
1:18:10	話なんですが、
1:18:12	洋服車を抜いたものっていう、
1:18:15	のって何か、あんまりこういう文章では見たことないんですがこれは対応輻射を考慮しないっていうそういう意味合いですよ。
1:18:25	日本原燃徳永でございます。表現が、
1:18:28	あまり適切じゃなくてすいません趣旨としてはそういう趣旨です。以上です。はい。清調査役 20 行量の観点で、そういうことは明確にしておきたいものの、
1:18:39	何か、
1:18:41	読むと、
1:18:43	エッて思ったので、ちょっとそういうところは少し
1:18:47	こういう技術資料に使うような言葉で書いていただければと思います。
1:18:53	別紙 4 関係は、私から以上なんです、仮せ規制庁側から確認事項等ありますでしょうか。
1:19:05	規制庁コサクです。ちょっと随分前の話に戻っちゃって申し訳ないんですけど、101 ページだったかの波及影響。
1:19:15	の関係なんですけど、倒壊転倒
1:19:20	破損という言葉
1:19:23	話が上がってたん。

1:19:25	ですが、
1:19:27	ここ外部火災といったときに、倒壊転倒破損だけかっていう気がして いてですね。
1:19:36	話題にした段落については、離れてるから影響出ませんよっていうこ とだったんで、
1:19:44	それだけでいいのかもしれないんですけど、
1:19:47	排気塔について、
1:19:50	倒壊する恐れがないことからではないような気がするんですけど。
1:19:56	そのあとの各内容精査されるっていうことだったのでその点も精査する のかなと思いますけど、どうお考えになってますか。
1:20:08	はい。日本原燃車でございます。今の部分、排気塔としてはいい。波及的 影響のプールということで何を考えなきゃいけないかっていうのは今の 書いてある文章も含めて全体整理をさせていただきたいと思います。
1:20:23	今言われてた、東海伝統はそんだけじゃないんじゃないかということに ついては、例えば外部火災の熱的影響がさらに伝達してっていうのにつ いては、
1:20:36	ここの部分であればそういうことかなと思います。
1:20:39	サポート等のアンカーを建屋に打ち込んでいるはずなので、
1:20:46	中に伝達する。
1:20:49	家族する要因になるだろうなっていう気はしますけど。
1:20:52	そういったところがわかるようにして、わかんた、この文章でどれだけ わかるようにするかあれですけど、
1:20:59	そういうことを、
1:21:01	1人何の事象に対する、
1:21:06	その影響が、この機器にどういうものができ、それがどう伝播して、
1:21:13	防護対象施設に繋がるかと。
1:21:16	いうことの流れがわかるように書いていただくということだとは思いま す。
1:21:23	はい、三浦でございます承知いたしました。全体的な考え方を整理した 上で、一つずつ展開をしていきたいと思います。
1:21:34	はい。補足です。これは外部火災に限らず他もう一通り見ておいていた だきたくて、排気塔については耐震の方でその波及影響の
1:21:44	考えとかがまた売れているというかちょっと曖昧だったので議論してた と思うんですけど。
1:21:50	それ以外も含め、一通り、今の観点を忘れずに対応しといていただけれ ばと思います。以上です。

1:21:58	はい、峰志田でございますはい。ありがとうございます承知いたしました。
1:22:05	規制庁岡です。あと他ないようですので白食うについてちょっと軽微な確認というかですね。
1:22:14	別紙 6-0 二、三百 15 ページ名のところで、
1:22:19	前かちょっとコメントしたと思うんですが、その他外部衝撃の方では、この変更前のところで、近隣工場等の火災というふうに、
1:22:33	記載してあってそこの関係っていうのを少しこっちは石油備蓄基地火災のことを書いてあって、そこの関係っていうのを少し整理、
1:22:43	してくださいとお願いしてたと思うんですが、
1:22:46	今回据え置きだったというのは、どういう整理結果でしたか。
1:22:58	いうネシアでございます。少々お待ちください。
1:24:28	有名者でございます。
1:24:31	あれですかね近隣工場等の火災みたいな漠とした記載とこの席。
1:24:36	コンビナート等特別防災区域って書いてある具体的な言葉遣いとこの差の話。
1:24:48	越冬
1:24:53	実際、正直ですね許可で能登土建書いてた、佐藤。
1:25:00	直接的会的に書いていたと、いうことでそのサブすいません、意識してなかったです。もともとその他の場合は、外部衝撃全般を、もともとから人事所も含めて見ていましたよねということで、変更後に書いたものをそのままスライドして、
1:25:19	将来、庄野貝塚の変更後六つスライドして書いたというのが、
1:25:25	それと確かに差があるのが実態だと思いますけども、この竹渕石油コンビナート等特別防災区域の火災部分も、確かに既許可で特出しして、日本語としては書かれていたので、
1:25:37	そこでの関係で、外部火災の方でこちらを特出しして書かさせていただいて、外との差分ができるということです。以上です。はい。規制庁岡です。
1:25:48	結局
1:25:49	表現で、石油コンビナート等特別防災区域の火災というよりもす。
1:25:56	下の吹き出しの中にあるむつを曲がら国家石油備蓄基地での火災っていうふうに、
1:26:02	書いてあってそれを今の
1:26:06	変更後の 4 を使って、今回、
1:26:09	今回というか、

1:26:11	それを変えたっていうふうな、
1:26:14	認識で、その他、
1:26:18	の方で書いてある近隣の工場等っていうところに、
1:26:22	含まれるのかとかそういったところを少し
1:26:26	整理していただければなと思った次第なんですけど、
1:26:34	それでどういう感じですかね今のこのフェーズ、この据え置きで土肥。
1:26:39	いいのかなと考えているとかそういったところをうかがわせていただければと思うんです。
1:26:47	はい。乳井西田でございます。
1:26:51	その他の上で確かにスライドした元の企画案、事前減少だったり稟議書だったりを考慮した設計をします。
1:27:02	うん。以上とした文章のもともと起業家にあつて、それを文章そのままでは変更後に書いた文章をスライドしてそれを設計方針として変更前で展開をさせていただいてます。
1:27:16	同じようにこの近隣工場等の火災ということで、同じようによく使ってやっても当然県民行動等の火災には人事所で見ているような、
1:27:26	関谷小久保的備蓄基地の火災みたいのも当然入った後の人事章だと思っ てますので、そこは合わせて展開することは全然可能だと思います。そ こはちょっと記載を整理して、全体の並びあるような形で、
1:27:44	調整をさせていただければと思います。以上です。はい。規制庁原で す。そう。また再整理されるということで、はい。忘れずをお願いします すというところです。
1:27:57	全体よつつう、外機械化 00-02 に関して全体を通じて規制庁側から、 ほか、確認事項等ありますでしょうか。
1:28:11	もしないようでしたら、新開が 21 の方説明をお願いします。
1:28:23	はい。宮野イシハラでございます外来風邪 21 でございます。これもす いません表紙から突然等、最初から誤記がありまして恐縮でございます リビジョン 1 ではなくてディビジョン 0 でした。
1:28:36	6 月 30 日に提出をさせていただいたものになります。
1:28:40	こちらについてはすいません説明になります。
1:28:44	ちょっとパートを受けて違うそれぞれ説明をさせていただくことをご容 赦願います。本文のパート私から説明をさせていただきます。6 分中以 降は再就職後にますので再処理側の外部火災の担当者から説明をさせま す。

1:29:00	はい。東京外部火災の影響評価における運転の前提の考え方についてということで、本文としては三つ分を書かさせていただいてる補足説明資料の中で、書き方というルールに従って書いてくと、
1:29:16	公務外として、増額説明資料自体が言いたいことを外部火災ガイドを参考として、
1:29:24	んな火災に対する影響評価をしますよとその中での重畳の対象として、どう考えるのかということ、それに対しても本日のコールといったものも含めて全体の考え方を整理をさせていただいております。
1:29:39	熱影響の評価ということで2ポツのところがありますが、基本的には今月より効果を考慮せず、評価をするということです。
1:29:48	ただし教育のただしがございます。厳しい火災条件を想定している部分と見込まれて評価結果の減率の乖離が大きいという場合や、
1:29:59	旧株のそのものから今月を考慮する場合、イヤホン熱を考慮して評価を行いますよということでございます。
1:30:09	で考えなきゃいけない火災に対して、2.2の中で、それぞれどう考えるのかということの整理をさせていただきました。
1:30:16	4ページの一番下側にある表でございますが、森林火災(1)と(5)は放熱を考慮しないと。(2)(3)については、定常計算このことは法律を考慮するということ。
1:30:31	括弧本件は、一部の屋外設備に対して熱を考慮するというような整理結果でございます。
1:30:41	その文章の設定について、2.2.1ということで右下5ページに展開をさせていただいてございます。
1:30:50	考慮するとしていた、括弧2段、
1:30:54	原動産業施設の火災の話については(1)ということで展開をさせていただき、建屋等危険物の施設等ということでそれぞれ分けて整理をさせていただいてございます。
1:31:08	(3)で恐縮ですけどもすみません、産業施設の
1:31:18	すみません、ちょっとこちらで用地ができたので、十分ぐらい休憩させていただいてよろしいでしょうか。はい、わかりました。はい、じゃあ15時10分再開ということで申し訳ありませんよろしく申し上げます。はい。
0:00:01	再開しました。説明の続き、お願いします。
0:00:14	はい。上西荒でございます。すみません。
0:00:17	ちょっと電話がかかってきていました。はい。
0:00:26	はい、ガイブカ21続きでございます。

0:00:29	右下 5 ページの方で、それぞれ括弧 2 (3) ということで 4 ページの方で、放熱を考慮するとしたものに対してそれぞれ考え方をということで整理をさせていただきました。
0:00:43	ここで、すみません、もともと作った概念としては、
0:00:50	市村奥川の質疑、来年度の一部の方がねらってるっていうものの、考え方はどちらかという個別に設定すると。
0:01:01	5 ページの (3) 番とですね、(3) の (5) の航空機墜落の火災に対するもの。
0:01:08	本当は嶋本市に部隊を示すつもりで、私当初作っていたんですけど、ここに結果として書かれてしまっている。これ本文上は共通的な考え方を書いた上で、
0:01:21	個別具体的話は、共通でない場合は別紙で展開をするということで考えてましたのでその辺の構成の修正は別途させていただければと思います。
0:01:33	はい。あとは設定する数字はそれを除けば、17 というのが危険物石油備蓄火災に対する危険物施設等に対する考慮と。
0:01:43	いうところで熱伝達係数として出てくると、ということ。あとそのぐらいのところ、式を使って評価をしますよということで整理をさせていただいてございます。
0:01:54	右下の 8 ページ以降について説明者変わります。
0:01:59	はい。日本です。それでは 1 から説明させていただきます。
0:02:05	今回ですね機器敷地内の危険物貯蔵施設等の施設につきましては
0:02:12	熱伝達率ですね、17 万というところをそれぞれを考えておるっていうところを整理させていただいています。どう適用できるかっていうところをちょっと今回考察を加えておりますので、そちらの方説明させていただきます。
0:02:26	多分
0:02:29	右下 9 ページですね、衛藤のところを開いていただきますと、熱伝達率の考え方についてというのを、
0:02:36	パラグラフがありまして、そちらの中でですね、区長長は、衛生工学便覧、参考に 23 から 17 のうち厳しい値となるジャーナルと、
0:02:48	を設定するというふうにちょっと記載させていただいております。
0:02:52	そこの中の輻射成分 6 と成分上に、
0:02:57	について、これらのあたりの火災時で想定される高温条件の適用性についてちょっと説明させていただこうと思っております。

0:03:07	ですね、12.5 という数字を使っているんですけどもそちらにつきましては理科給油リヒョウに用いる
0:03:14	そして設計裕度として 12.5 というものを使っております。ちょっとこちらの考え方も、後段でご説明させていただきます。
0:03:22	ですねまず先ほど申し上げた通り、輻射放熱ですね輻射成分と、
0:03:28	いうところで、目下 9 ページの 1 ポツ 1 ですね、屋外で考慮する熱伝達率、輻射放熱についてというところで、電設工学便覧で直接計算をさせていただきました。
0:03:41	その結果ですね等にした 10 ページのところ、
0:03:45	示すような形で、名通達率としてはですね、37 度ぐらいでも 5.4 を
0:03:56	外部火災も考慮する部隊ですね、例えば 150 度とかであればもう 10、
0:04:02	公益上、これ例えば講座とかで、教員も講座共同としている 325 度ぐらいのところを見ていただければと思うんですけども、
0:04:13	富士ホリウチだけでも 15 分後出てくると。
0:04:17	最後、50 っていうミックスのところまで考えると 10、
0:04:21	9 あって、
0:04:22	もう福祉法律だけで、今後消滅量がえられるというところを考えております。
0:04:28	本日は 6 ワットぐらいで見込んでいくっていう形で
0:04:33	妥当ではないかと考えております。次にですね、
0:04:39	対応法律で右下 11 ページからちょっとご説明させていただいております。物につきましては
0:04:46	A 棟、
0:04:48	連絡あると文案連発交付資料の方でも記載されている通り、
0:04:54	基本的にはですね、空気も、
0:04:58	物性によって、本数が決まってきます。こういったところにつきまして、あと空気がですね、クボタによって、
0:05:08	どういう事実を示していくのかというところを考えたときに、ほとんどですね下がらないと確認させていただいております。
0:05:17	一応最後の下のところの paragraph で記載させていただいて、11 ページの一番最後の下の paragraph で書かさせていただいておりますけども、
0:05:24	衛藤真布、江藤君、区長みんなで書かれているのが、等速受けられた。
0:05:30	ジーダットに対して、計算的に求めてみたときに、
0:05:34	106.6、8%、50 分の 23.5% 程度であって、ほとんど高温条件に適合する鉱業権。
0:05:44	することが妥当であると、ぐらいの下がり方だと確認しています。

0:05:50	そうですねこれらの仁木佐治宇都城ページですね。その通りですね。
0:05:56	今日も助手に対して、輻射による法律、全体的数が増えて、滞留は人数が同等であるというところから、
0:06:06	いろんな後を使うことができる、妥当であるというふうに考えております。
0:06:11	右下 13 ページにですね、あとは我々の責融度というふうに考えた
0:06:19	4. これ、
0:06:21	どういう考え方っていうところを、ご説明させていただきます。
0:06:24	売り掛け利用につきましては、兵庫理解が嶋衛藤。
0:06:31	設定値になりますので、まず石油を考えておこうというところで石油と考えております。
0:06:36	その中でですね先ほどの輻射放熱でも、
0:06:42	ご説明した通り、
0:06:46	エコザン復唱ウェイ輻射率 0.8 として見込んで見たときに、
0:06:52	先ほどの計算結果が出るんですけども、
0:06:55	その中でですね、
0:06:59	次、ごめんなさい、12. と。
0:07:02	議運の中は、
0:07:04	あれ、J ネットと輻射方、本図、
0:07:08	その当時、ちょっと確認しております。その中で、23 から 27 というところになってましてその平均値が 25 になると。
0:07:19	衛藤。
0:07:20	そうですね。パイプの出金裕度として、実際の設備とは異なるんですけども、3 ヶ月、されてることはないと思うんですけども、3 ヶ月という状態を間考慮して、
0:07:30	総輻射率ですね、最初の 0.4。
0:07:33	これを考えて、
0:07:35	大丈夫ですね、表記上、対応して、12.5 の設計用として考えようというふうに考えております。
0:07:44	これ 3 ヶ月でと思ってボックスで考えたときにしても、平均熱伝達率は 20
0:07:50	ワットかな、18 あって、
0:07:52	条件を見ておけば 10 分及びでいるという状態になると思っております。
0:07:58	あとは、別紙でですね冷却塔の上、どういうふうに、



0:08:03	そのそれぞれの数字を使っているかというところをご説明しております。
0:08:07	単純にちょっと全部を説明してもあれだと思いますので、簡単にですね、
0:08:16	右下 21 ページ中部サポートのような形ですね、
0:08:21	17年と考えております。衛藤牛田 22 ページですね、電動機、
0:08:33	こんな形で、当社別段での緒すぐ近くにですね他のものから輻射によって提携を受けるものについては、
0:08:41	あんた優先順位を考えるとというふうにしています。
0:08:46	ロビイについてはですね、自分自身を冷やすものがついているので、
0:08:50	それにそれを考慮して、その積を考慮して、密に立つ率を計算するということとしております。あとはちょっと
0:08:58	各パラメータについては添付計算値使ってやりますっていうのを書かせていただいて、ちょっとそういう考え方だけ記載させていただいてることになってます。
0:09:06	一応そういった形で積算、
0:09:10	しております。以上です。
0:09:13	日本原燃の蝦名です。今ちょっと補足させていただきますが、そこはちょっとマスキングになるとまでのちょうど
0:09:28	マスキング情報としてあったということでまずお知らせさせていただきました。以上です。
0:09:34	はい。規制庁岡です。
0:09:36	マスキングの方はまた
0:09:38	後程調整させていただきます。確認
0:09:42	で、
0:09:43	まず、この資料なんですが、衛藤。
0:09:48	この整理を進める上ですね、今回点プーなんかも見てて、許可の時と少し、
0:09:58	整理が変わったなど、モデルが変わったなっていうようなところがあってで、そういうその許可から変更されたようなところっていうことについても、
0:10:08	少し、どういう意図で、そういうことが、
0:10:13	そういう変更がなったのか、それは問題ないのかっていうことをちゃんと説明していただきたいんですが、その辺いかがですか。

0:10:23	はい、日本イシハラでございます。本文はいろいろと普通の行動権とか結果してどう、どう適用するのかっていうところを書かさせていただいてます。
0:10:33	1.2. 1とかですね考え方をそれぞれ各段階でですね、許可ということが変更になったためということも含めた上で、変更したことが趣旨。
0:10:48	苦勞させていただくということで整理をさせていただければと思っております。以上です。はい。規制庁荊谷です。よろしくお願ひします。あと全体的な話なんです、
0:10:58	西出、説明する
0:11:02	どこにもないまま今回連系
0:11:05	対
0:11:07	別紙で入ってきたんです。
0:11:09	後から
0:11:12	説明しないんですか何かそういう
0:11:16	別紙にこれをつけるつけないっていうその考え方も、
0:11:21	わかるといいんだ。
0:11:25	はい、深山西浦でございます。冒頭申し上げた本文を作る時にですね、考えたのは本部の中で例えばあるグルーピングをして共通的な考え方を変えてそこで、
0:11:39	拠点まで導ける場合は、この本文で整理をさせていただこうかなと思ってました。例えば例えば例えばによる設計が変わるとかですねそういう場合は考え方を本文に書いた上で別紙でそれぞれ展開をしていくと。
0:11:53	本来の場合は経過して、結果論になってしまいますが例えばということていくと全体的に共通的な考え方で整理ができるという結果になったということも含めた上で、ほんで柿木、別所のところに展開しないと。
0:12:09	こと、整理をさせていただきました考え方は他の交通の捕捉とも平仄を合わせた上でということて考えておりました。
0:12:17	そういった方々、冒頭の説明で申し上げた冷却塔の中での、12.5とかの数字の使い方なんなりですねそういったところについては、個別で設計の考え方を示すんであればということて、
0:12:30	全体として別紙に行くものってのはもうちょっとそう想定されるということて、整理が必要かなと思ってたところてでございます。以上です。
0:12:38	はい。規制庁久世です。
0:12:42	本文中で、そういうところもわかるようになって、
0:12:46	どこかでそういう整理が来てる。

0:12:52	はい。日本原燃志田でございます。これもうち法的に最終的にはさせていただかないといけないと思っておりますが全体の今の個別の補足説明資料の書き方、今の本文として扱うものを、別紙で扱うもの、そういったものの整理については、
0:13:07	これまでこの図系統の補足説明資料の中にその考え方は書かさせていただいております。その中に添付アップで検討用として扱うもの、あと、市としては使うもの。
0:13:20	製品も、共通的な考え方は示させていただいてございました。以上です。規制庁カサモすいませんコサクです。
0:13:28	考え方は示されてるんですけど、その考え方に従ってまず書いてくださいねっていうのがありつつ、プラスその考え方、書いた時に、
0:13:40	この補足説明資料が読みやすくなってるかっていうことだと思うんですね。大岡が言ったのもその点だと思ってて、例えば今回のやつも別紙で書いてあるのは本文側のどこの部分に当たるんだと。
0:13:53	ということがわかるかっていうと、
0:13:56	はどうなんですかねって思ってて、一番簡単に言うと、
0:14:01	補足説明資料の本文で、この部分の詳述は、設備ごとになるので別紙で書きますと、
0:14:09	飛ばすことを書いておいて、
0:14:12	別紙でそれに該当する設備の申請があれば、別紙それぞれつけていく。
0:14:19	ということで別紙の方も
0:14:24	本文のどの部分に関する別紙かということを書いていくということをするれば、非常にわかりやすくなるんじゃないかなと思いますけどそういった工夫はされてないんですか。
0:14:36	はい。稲石荒でございます。そういう意味では、今の例えば、別紙の1は、通りじゃないという可能性は十分あります。別紙上はですねおっしゃっていただいた通り本文の
0:14:51	どこの考え方を使って、具体的に何を展開するのかっていうのがわかるというのが別紙形のお作法でございます。そういう意味では本文側と別紙のリンクを図るということで考えております。
0:15:04	のでそこをもともと考えていた通りの多く貸し方をちゃんとさせるということが必要だと思います。はい。以上です。
0:15:15	はい。規制庁甲斐ですそういうのが、それぞれ補足説明資料にあると、やはり、
0:15:21	わかりやすくなりますし、そういうのが必要なのかなと思いましたがので、引き続き、

0:15:27	精査する際にはそういうことがちゃんと漏れずに含まれてるかなということを読み手にとって読みやすくなってるかなということ考えた上で、
0:15:36	展開いただければと思います。
0:15:38	あと、ちょっと
0:15:41	あんまり、
0:15:43	統計話ではないんですが1の概要のところの、今の添付書類のタイトルが、
0:15:48	今日聞いていたタイトルなんかと、
0:15:52	違うことになっていきますので、これはタイトルもまだちょっと定まっていなかったということもあるのかもしれませんが、
0:16:00	例えばよ。
0:16:02	MOXの5-1-1-4-3に設計方針がないとかですね、ちょっとそういうところはまた、固まってきたら、引き続き、整合性の確認のほどよろしくをお願いします。
0:16:16	はい。権限者でございます。はい。同じ日に出しといて大変申し訳ございません。はい。ちょっと正しく整理をしたのかというふうにさせていただきます。以上です。はい。規制庁勝です。ちょっと
0:16:30	根本的なところというかですね、5ページ名の
0:16:33	2.2. 1のところの(1)のaとbで展開されている。
0:16:38	放熱量のモデルが建屋と、危険物貯蔵施設等で違うっていうこの部分ですが、そもそもの事の発端というのは、
0:16:50	これがそれぞれ何でこっちを使うのかっていうことを、
0:16:54	もう
0:16:56	この補足説明資料を作る。
0:16:58	発端だったと思うんですが整理する上での、もともとの議論だったと思うんですが、その理由っていうのは、今回どこにもうやっぱり、その違いの理由ですね、書いてないんですが、
0:17:11	そ、その辺はどっかで整理されていますでしょうか。
0:17:18	いいですか。
0:17:21	4本のボーリングです。一応ですねちょっとそうですね厳しい火災状況を想定しており個別見込まないと評価の結果と減じ
0:17:32	ウィンザー返りが多くなる火災っていうところの趣旨として、ちょっと個別にはですね加古拓也につき、例えばもう危険物につきましても身体流という形で、
0:17:43	やはり厳しい条件で評価していたと。

0:17:45	いうところになってます。ちょっとそこよりもかなり実験室の中にも稼がないような状態でやって、それで個別を確認したっていうようなもの。
0:17:56	レベルのものを考えるような状態になっていて、かなり厳しいというところで、
0:18:00	ちょっとニュアンスとして出して、ちょっとそこがまた、本日量で変えているっていうところも、ちょっと道としていけなかったかな。
0:18:10	ちょっとそこまで読み取れるようにちょっと考えたいなと思います。
0:18:13	はい、規制庁オオオカ
0:18:17	違うモデルを使って
0:18:20	いえるのか。
0:18:22	その違いは妥当かといえるのかというところだと。
0:18:25	そのための資料ですのでそういうところを読み、
0:18:28	地域、
0:18:31	で、
0:18:32	あとちょっと細かい話になるんですが同じく5ページ目の建屋の
0:18:38	花Cのところとかですね、
0:18:41	呉服シャーによった、
0:18:46	ことばかり書かれていて、
0:18:50	じゃないですね対流熱伝達の話によったところばかり書かれてきて複写の話が結構、
0:18:58	論じられてないんですけど、ちゃんと、
0:19:02	輻射と対流熱伝達どちらも扱う場合は輻射についてもしっかり
0:19:07	こここういうモデルを使いましたということ、
0:19:11	表現していただきたいんですが、その辺からです。
0:19:16	バツです。そうですね。はい。そこはちょっと各
0:19:22	取り組みをいたします。
0:19:24	はい。規制庁加賀です。あと9ページ目からの細かい話で、
0:19:30	この辺も、
0:19:32	おそらくこう論理を考えながらというところなんだと思うんですが、1ポツの、
0:19:39	読み取りのところ2段落目の数値をちょっと扱っているようなところですね。
0:19:46	ここ17のうち、
0:19:48	6の3行目の17のうち、複写は6スタイルが12年たつていうふうにしてしまうと。

0:19:56	これトータルだと 18 になってしまって、
0:20:02	どうしてもこれやっぱり内数として扱わなきゃいけないんですけど、普通文献値使うときはそれぞれ放射性、
0:20:08	対応性、
0:20:10	なのかな。
0:20:13	やはり内数として扱うことに意味が
0:20:18	全然
0:20:20	地域でやっているの、重要な、全部出す必要はないと思っております。
0:20:26	はい、規制庁大原さん。
0:20:29	全体的に何か 17 前提
0:20:32	っていう、意識が走ったような書きぶりがちょっとここ見られて、
0:20:36	17 を通さなくても、複写は 6 対令和 12 を使いますというふうに書いて、複写効果が見込まれない成分のところは滞留のみを、
0:20:47	つく中に四つ文献値 12 を使う。
0:20:50	そういうふうに表示すれば、わかりいいんじゃないかなと思う。
0:20:55	てのコメントでした。
0:20:57	少しその辺も整理いただければと思います。
0:21:02	あと 10 ページ名の花壇、
0:21:05	説明されている内容っていう、
0:21:08	のもう、
0:21:10	まずは複写。
0:21:13	として比較するだけでここではいいんじゃないかなと。後段に出てくる
0:21:19	滞留と合わせて 17 が前提に何か先走って書いたりしてるんですけどそういう
0:21:27	文章の構成ですね、ここでは何を比較したいのかということが非常にわかりにくい。
0:21:32	できているので、ちょっとそういうところを少し、
0:21:36	整理して書いていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:21:44	井上モリマツです。かしこまりました。
0:21:47	はい、杉町からです。11 ページ目の滞留のところ、ここもかなりその確認がしづらくてですね。
0:21:53	12 ページ目の第 1-1 表も、それぞれの数値が、
0:21:58	単位から判断はできませんが何の数字なのかという、
0:22:04	がまず書いて成田医師書いてないっていうのと大会も合っていないっていうのと、で言いたいことっていうのは 11 ページの下のところで、

0:22:14	100 の D 米約 -0.8% とか 450 度で約 マイナス 3.5% っていうそれは自分で手を動かして作んなきゃいけない数字だったり、
0:22:25	してですね、
0:22:27	もうちょっと、
0:22:29	そういうそういうところに出てくる数値っていうのはちゃんと表から読み取れるようにしておいていただいたり、
0:22:35	あと、
0:22:36	何度から何度か支店なのかとかですねそういう情報もちゃんと書いていただいたり、
0:22:43	まずは、そういう観点なんですがいかがですか。
0:22:48	はい、村松です。申し上げます
0:22:51	はい、その 1 表は、注釈で書いてある通り便覧の抜粋ということで、最初に藤てたんですけどちょっと見づらいで、ちょっと表現落とし込んだ時にちょっと、なるべくような形で入れ込んでしまっ。
0:23:05	わかりにくくなっておりました。
0:23:06	100 度とか 450 度っていうのも外部火災で大体このぐらいの温度を確認するようになっていうのでちょっと
0:23:14	ポンプでちょっと書いたやつ、1000 万やってたので、ちょっとそこはちゃんと表現としてですね、どこら辺を主眼にして、評価するかというところと、どのパラメーターを使って評価したというところは記載させていただきたいと思います。
0:23:27	以上です。はい。規制庁加賀です。その辺がわからないとやっぱり
0:23:31	この論理がそもそもわかりづらいので、まずはそういうところを、必要なデータをちゃんとそろえるっていうところから始めていただければと思います。
0:23:42	で、同じ箇所の 11 ページ名の、これは先ほどの添付の方でも少し話したことなんですけど、何でこの部分の説明に使えるのかっていう、
0:23:53	点ですね、特にヌセルト数とか、そのあとの C ですねが、適用範囲があるものだ。
0:24:00	ある近似式だったりするので、そういったところ、
0:24:05	ちゃんこのモデルは、
0:24:07	層流とか乱流とか、そういったことまで含めちゃんと適用範囲に入っていて、この評価にと、この評価、この目的にとって、ちゃんと使えるで、数式なんですよということがわかるように、
0:24:20	展開いただければと思います。

0:24:24	はい、上山です。かしこまりました。すみませんちょっと注意が足りてませんでした。
0:24:28	はい。
0:24:30	規制庁加賀です。あと 13 ページ目、先ほど 3 ヶ月の説明
0:24:34	ここ、
0:24:37	阿部さん。
0:24:38	使用したんでしょうか。
0:24:42	はい。植野モリマツです。ちょっと説明の時にもちょっとご説明させていただいたんですけども、基本的には炭素であると思ってます。基本的には錆びていることっていうのは管理してないってことはないんですけども。はい。
0:24:56	ちょっと 3 ヶ月 11 というところも考えて、入れておくべきだということで、ちょっとその設計裕度を考えたというものになってます。
0:25:05	規制庁加賀です。輻射率ってこれ色とかでも依存するもので、
0:25:13	という認識で、酸化鉄みたいに結構色はしっかり変わるものだと、やはり小さくなるっていうのはあるのかなと思っていて、もし酸化鉄を使うことを否定はしないんです。
0:25:26	ちゃんとなぜここで参加、
0:25:30	説明遅らしても、ちゃんと、
0:25:33	違和感なく矛盾なく、
0:25:36	御説明が通るのかっていうところ、今ちょっと唐突感があるので、少し就職していただければと思います。
0:25:45	米村です。かしこまりました。
0:25:49	規制庁かです。あと別紙側で展開されているもの。
0:25:53	としては、ちょっと先ほど説明がいろいろあったんですが 22 ページ目の言動キーに関しては、これは添付側でも、数値しか書いてなくて、
0:26:04	特にフウリヨ
0:26:06	塗布量に基づいて、設定するところというのはちゃんと、
0:26:11	少し説明していただきたいんですが、その辺いかがですか。
0:26:17	はい。稲毛モリマツです。そこですね確かそういう知識を使ったと思いますので、そう数式の説明が、そうですね不足してますね。はい。すみません。ちょっとそこは、
0:26:28	そうですね。そうか。そうですね。
0:26:31	不足してますので、そこはそうさせていただきます。
0:26:35	はい。規制庁若狭です。ちょっと細かいところも含め全体的に私から以上で、全体的にやっぱり見直される。



0:26:45	ちゃん
0:26:45	今野 S S は森木
0:26:47	猪狩
0:26:48	なぜ、なぜこう選定されるのかっていう部分を補強の意味で、もう少し、
0:26:56	厚くしていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:26:59	規制庁側から他、
0:27:01	確認事項等ありますでしょうか。
0:27:08	異議ないようでしたら、外部火災全体を通じて、
0:27:13	規制庁側から追加で何か確認しておくべきこと等ありますでしょうか。
0:27:20	もしないようでしたら外部火災関係でまず 1 回、振り返り、
0:27:25	今後のスケジュールを、
0:27:27	整理して、県の方から説明をお願いします。
0:27:33	はい日本原燃の安保でございます。
0:27:36	会議費の 0002 からですけれども、うん。
0:27:40	全体的に意図がツージーにくいとかあと、元の動かれたことによって求めたと。
0:27:47	元にちょっと変わってしまってるといった表現がなってるというケースが多かったと思っております。
0:27:54	作成者粒子 r e v i e w どちらについてもですけれども実力の確認じゃなくてその文章で何を言いたいかというのをきちんと意識した上で、
0:28:06	作成レベルの方進めていくということを伺っていきたいと思います。
0:28:11	阿藤、別紙。
0:28:14	根井別紙 1 の方ですけれども、
0:28:19	やっぱり施策には限らないというところでもあるんですけどもタイトルルールが全体通して等があってないというところがあったということで全体的にそちらについてタイトル、
0:28:33	中身が合ってるかというところ見直しの方をしていきます。
0:28:37	あとひもづけしてるところについて正しくひもづけられているかっていうところについても採用確認精査の方をして参ります。
0:28:49	あと、C4 の方になりますけれども、危険物施設の位置付けにつきましては再整理して結果展開の方をしていきたいと思います。
0:29:01	あと備考の内容で、添付に入れるべきものっていうのが何点かあったと思います。話ありましたのでそちらについても、全体精査して、必要なものは添付の方に折り込んでいくと。
0:29:12	いうところ。

0:29:13	シキイを呼び込んでやるようなところですね近似式の適切性でしたり適用範囲といったところの説明というところも、
0:29:23	全体的に追加の方をしていきたいと思っております。
0:29:27	外皮の 0002 の方は以上となります。
0:29:30	日本原燃カサゴですと追加で、
0:29:33	波及影響については、想定される影響を考慮して、
0:29:40	確認するということで外部監査だけでなく他の事象についても確認したいと思います。
0:29:47	はい。年齢の蝦名です。引き続き、外貨 21 のほうのまとめさせていただきます。
0:29:54	まずは許可から変更になった部分というのがあるんでそちらを理由と、妥当性ですね、そういったものを入れ込むという話と、
0:30:05	あとは本文と添付の書き分けの整理というところで、まずはルールに合わせた書き方をすると、
0:30:14	ところとですねあとは本文で飛ばすことだとかあとそのホーム、逆に受けたの方で本文のどの部分から展開されたものかというのを書くとかです。ねそういったことをすると、
0:30:27	あとはですね元の、この書類の原点になってる建屋と危険物施設の違っているところが、書かれてないのでそちらの
0:30:42	なあ、明確にわかるように書くというところであとはですね
0:30:48	放熱の 17、62 っていう数字の関係があるんですが、そちらのですね
0:30:56	放熱の時はこの数字、福田の時はこの数字とかですね、そういった書き分けといったものを、
0:31:06	何ですかね、明確にすると考え方として明確にするという話と、あとは書き方親切にということなんですけども、
0:31:16	親切に書かなきゃいけないというところでは、
0:31:21	物性値のところ、全然前の方の、との関係がわからないとかですね、等は、ななんて酸化鉄なんだとかっていうところとかですねそういったところを明確に書くと。
0:31:34	いうところですね。あとはこれは 00 の方と一緒になんですけども、式とかですねこういった、
0:31:43	何、何でこのスキームがこのケースで使えるのかといったところを、
0:31:47	ちゃんと書くというところ。
0:31:49	ですね。はい。そういったところだと思います。以上です。
0:31:55	規制庁岡です。あとスケジュール感というかな、どのぐらいに再提出される予定でしょうか。

0:32:10	はい。日本原燃石田でございます。
0:32:15	外来科の 0002 につきましては、1 週間をめどに修正版を提出したいと思えます。
0:32:24	外観 20 日は、最初の最後の福光のを考えた上で、スケジュールに示させていただきますたいと思えます。以上です。
0:32:34	はい、規制庁課ですよろしくお願ひします。では外観の方は終わりとして、溢水化学薬品の再処理の方に、
0:32:44	移りたいと思えますが、現在の準備いかがでしょうか。
0:32:51	米中間です。少々お待ちください。今メンバーチェンジしますので、
0:32:58	すぐ終わりますので少々お待ちください。
0:33:13	最初
0:33:21	融資到着ですか。
0:33:42	私は日本のナカハマです。こちら準備整いましたので、説明を始めてよろしいでしょうか。はい。室長加熱準備、衛藤説明お願ひします。
0:33:54	はい。日本原燃の江シノザキです。
0:33:58	令和 4 年 7 月 1 日に提出させていただきます、溢水 02R0 について説明をさせていただきます。
0:34:08	まず初めに、この資料のですね、位置付けというかについて、説明させていただきます。
0:34:15	過去にですね、同じようなタイトルで同じような中身で、補足説明資料を作成してヒアリングをしていただいております。
0:34:26	もともと溢水能防護設備の、に係るですね、設工認の構成としましては、
0:34:34	成果評価等を
0:34:36	に続くような、雨水防護対象設備については添付書類の方にリストを載せ、
0:34:44	評価対象外となるいわゆる除外リストみたいなのは、補足説明資料の方に載せるという、
0:34:51	構成を考えております。
0:34:54	そういう意味で添付書類と補足説明資料がセット、一つのセットみたいな形の構成を考えております。
0:35:01	一方でこの第 1 回設工認申請におきましては、安全冷却水 B 冷却塔のみの申請ということで、
0:35:10	これ設備リスト 2 の添付書類の設備リストに載らず、
0:35:15	除外の補足説明資料だけに、それを塗るという、その形にちょっと違和感を感じまして、

0:35:21	第1回申請に特化した下地安全冷却水B冷却と、
0:35:27	が、
0:35:29	対象外になりますよと、それに特化した補足説明資料というのを作って説明差し上げたところです。
0:35:37	これに対しまして、本年の1月にヒアリングの場で、
0:35:43	実際には共通00-別紙5のところでご指摘いただいたんですが、
0:35:48	第1回に特化した1回のみ提出書類っていうのは、ちょっと違和感があると。
0:35:56	この資料の位置付けを必要性も踏まえて、記載整理することと、ご意見ご指摘をいただきました。
0:36:04	これに対しまして、再考しまして、
0:36:08	確かに補足説明資料として最後合本した時にですね、ちょっとおさまりが悪いなといったところと、
0:36:15	分割申請の、
0:36:17	申請設備に応じてですね、2回目以降この記載を拡充するというやり方もございますので、
0:36:26	そう意味でちょっと特別な、第1回の特別な補足説明資料というのはやめた方がいいなといった考えに至りました。
0:36:34	つきましてはですね、先ほど説明しましたように、もともと対象外のリストは、補足説明資料に作ろうとしつけをしておりましたので、
0:36:44	その中で、冷却水B冷却等も扱うこととしまして、前回すいません説明させていただいた資料は、廃止ということにさせていただいて、改めてその補足説明資料を起こしたと。
0:36:57	いうことにさせていただき整理させていただきました。
0:37:00	つきましては同じようなタイトルちょっと同じような中身なんですが、この資料がR0となっているのもそういった理由でございます。
0:37:11	衛藤中身でございます。
0:37:14	通しページ3ページの2ポツの(1)から(4)。
0:37:21	こちら許可のテンロク或いは設工認資料ですと添付書類の方に、同じものを書きますが、
0:37:28	溢水防護対象設備のうち、評価対象外とするもの、設備の分野を列挙したものでございます。
0:37:37	今度うち今回の申請設備であります安全冷却水B冷却塔は、
0:37:42	(3)の耐震性の規制庁、古作です。申し訳ないです。資料事前に提出されているので、何か説明することありますかね。そういう意味では中

	身については特にこれ実際上に補足することはございません。以上です。
0:38:00	それで
0:38:04	成長側から確認事項がありましたらお願いします。
0:38:07	はい、いかがでしょう。柿崎
0:38:11	評価対象外じゃなくて、冒頭、
0:38:14	規制庁オオオカです。
0:38:17	まずちょっと全体的な考え方なんですが、タイトルからいきなり評価対象該当するっていうふうに、
0:38:25	記載されていて、な内容も評価対象ではないっていうことを
0:38:31	まずは言いたいんだろうなというふうに思うんですが、
0:38:34	これ評価、評価っていうのは、定性的にでもやはり必要。
0:38:39	なものなのかと思ひまして、まず法対象外ですかね。
0:38:44	どういう整理で評価対象がいいというふうに整理されているんでしょうか。
0:38:52	はい。日本原燃篠崎でございます。
0:38:55	まず基本設計方針のところでも出てきますが、
0:39:00	安重設備につきましては溢水防護対象設備というものになります。
0:39:04	そのうち、ここに書いたような(1)から(2)に該当するものについては、
0:39:10	溢水影響を受けても、主張される安全機能を損なわないことから、溢水による影響評価の対象外としています。次におっしゃられる通り、これに該当するものがなぜ、
0:39:23	障害にしてあるのかといった評価、そういう評価が必要だと思ってございまして、
0:39:28	それを補足説明するのがこの資料という位置付け。規制庁、麻生です。そういうことじゃなくて、
0:39:34	補足で説明されても我々申請書として適切だと思えないんですよ。
0:39:39	なので、こういうはなしをしたかったら申請書のほうでちゃんと書けばいいじゃないかと。
0:39:45	ということなんです。そうすると、
0:39:48	評価対象外って言っても変なので、
0:39:50	評価パターンとしてこういう評価もありますよということで設計方針述べたらいんじゃないかと、設計方針評価方針を止めたらいんじゃないかということなんですけど。

0:40:00	そうしましたそういう意味では添付書類の方設工認の添付書類の方には、
0:40:06	このような内容を書いてございますちょっとす。今の観点でそちらの
0:40:12	記載が足りてるかどうかってのは
0:40:15	一応考えさせていただきますが、
0:40:17	基本的なところはちゃんと添付の方で
0:40:20	歌うようにいたします。
0:40:26	はい。規制庁コサクです。そうするとですね、
0:40:31	0002 で、基本議論してましたけど、再処理特有等も含めて 0001 でも議論するのかもしれませんが、
0:40:41	これまで補足で話をしていたやつが添付に格上げした場合、さらに、基本設計方針に格上げする必要、格上げというか考慮する必要はないかと。
0:40:51	いうことでずっと上流に上って行って、方針として、一連、通した形になるかどうか書類として整合したものになるかどうかと。
0:41:01	いう検討をしていただければと思います。例えば先ほど説明をまとめさせていただいた 2 ポツのところかというと、
0:41:11	まず防護対象設備っていうのは安重っていうのはもうすべからく入れちゃうんだっていう発想で設計方針述べているのでそれは死守すると。
0:41:20	いうことだとすると、こういったものについてはこういうことで
0:41:27	機能影響としては問題ないんだということを評価しますと、
0:41:31	いう評価パターンとしては言えば、いいところだと思います。(4) なんかは特にそうだと思いますけど、
0:41:38	(1) は何か防護対象って言う必要もなくなるんじゃないのかなっていう気もしますが、1 種先ほどの話をしするんであればそういう言い方にしてくださいと。
0:41:48	いうことで、一方で (3) は、耐水性を有するっていうのは、余りにも漠然とし過ぎていて、この後説明別紙とかあるような内容でいうと、
0:41:59	被水と没水は違うので、
0:42:02	それで没水については、高さがあって言ってるんですけど、高さっていうのは評価しますそのものじゃないかと。
0:42:09	いうことがあるんで、その点で、評価内容というのはよく整理をして、まとめていただければというふうに思います。以上です。
0:42:21	はい承知いたしました。日本原燃篠崎です。そうしました。
0:42:28	既設オオオカです。
0:42:30	で、

0:42:31	やっぱり今のような観点が一番大きくてですね、あと先行してMOXの溢水で基本設計方針を踏まえて上流の水源とかの説明を、
0:42:41	展開した上で今回の申請対象設備はどういう位置付けなのかということ を求めて、今、
0:42:48	議論中という、今整理いただいている最中というところなんです、再処理の方は、 どういうふうに考えてますでしょうかその辺、
0:43:02	時間ですか。
0:43:04	日本語にシノザキです。考え方は基本的にそこをボックスと一緒にだと思 っております。
0:43:17	規制庁岡です。今回の溢水 02 から今の溢水 01 でしたっけMOXの方で やってるような整理っていうのは読み取れなかったために今のようなコ メントになっているんですが、
0:43:32	どう、今の回答はどういう意図でしょうか。
0:43:43	すみません。乳井塩崎です。
0:43:47	ちょっとすみません私伊藤、
0:43:49	が理解できておりませんでした。
0:43:55	と、それでも、もう一度、
0:43:57	いただけますでしょうか。はい。規制庁岡です。MOX側は、建屋を申 請していて、今回申請する建屋っていうのは、全体、
0:44:07	の水の全体的な防護対策とか水源とか、そういう全体像の中で、どこの 部分に出てきて、どういうことを踏まえて、
0:44:18	建屋っていうのはどこに位置付けられてっていう、最後に、先日の議論 で、やはり、
0:44:26	どんな水源を想定して、高さ、開口部を設定しているかというようなそ の溢水、水の中での建屋の位置付けっていうのをしっかり、
0:44:36	整理してもらおうというのを目的とした補足説明資料を作ってもらったん ですが、再処理側は、今そういうふうになっていないなというところ で、
0:44:46	のコメントになりますがいかがですか。
0:44:49	そうしますとだから今回、宮西野崎です。今回申請する安全冷却水B冷 却塔がそもそもこのA棟全体の位置付けとしてどこに位置付けられてい て、
0:45:03	いうところの整理をしなくてはいけなくてそれが、その時説明書では見 えないというそういうそういうご指摘でございますね。
0:45:10	規制庁下でその通りです。その中でも例えばその十分な高さに設置する 設計とかって没水の話も、結果とかしか書いてなくて、MOX側

0:45:22	根拠としてどんな水源を想定してるのかですね、そういったことをちゃんと第1回年とはいえ、
0:45:28	次の工事会です。評価、詳細な評価がされるとはいえまずは、そういうことを説明したいのであれば、概略評価でも何でもいいので、
0:45:40	しっかりした根拠をつけてもらいたいと。
0:45:42	というようなこともコメントしていますので、今回の説明だけではやはり結構不十分かなと同じ水源を想定してるから、この高さで大丈夫なんだとか、
0:45:53	そういったことを説明するような資料になってくるのかなと思ってますが、いかがですか。
0:46:01	宮西野崎です。無薬ゆ溢水01に該当するような、
0:46:07	説明をですね、基本設計方針添付書類、或いは補足説明資料の補足説明資料に入れるかどうかのちょっと角岡再考させていただきますが、そういったところを、
0:46:22	代替として整理して示すことが必要だというふうに認識しましたので、全体をさせていただきます。はい。規制庁岡ですよろしく願います。
0:46:31	規制庁細田です。どの補足説明資料がいいかっていうところ言えば、00資料の方で、どういう補足説明資料が必要かを整理してあるので、
0:46:42	それを踏まえて適切に今回の申請内容に対応したものをに入れていくと。
0:46:49	ということだと思いますのでよろしくお願いします。
0:46:52	はい。広部塩崎です。おっしゃられていると思います。承知しました。
0:47:01	規制庁仲です。
0:47:03	ちょっと当方ですね下の方はちょっと別件で退席しますので、引き続きちょっと私の方で、
0:47:10	何点か確認したいと思ってます。
0:47:13	それで大枠の話は添付本部含めてですね少し大本も含めて整理していただくということで、
0:47:23	今日今日の用意していただいた資料ということで冷却塔についての防護対策というところですね、
0:47:33	そのために不足をせず用意していただいたところなんですけどちょっと網羅てキーであるかどうかとかですね、あとは
0:47:42	用語の使い方として適切であるかどうか、そういった点で結構不明なところがあって何点か確認させていただきます。
0:47:50	それで今回の用意いただいた資料ですと、
0:47:55	結論としてその冷却塔というのは耐水性があって、



0:48:00	それでそのためにですね、評価対象外だという言い方の結論になっていて、
0:48:07	まず評価対象外かどうかということについては先ほど冒頭から説明があった通りですね。
0:48:13	あくまでも評価をした上で、それが防護対象外であるというような考え方であればですね、
0:48:20	評価対象外というのはむしろ防護対象外かと。
0:48:23	そのための評価パターンがないかと。それはそれで先ほど申した通りですね整理していただくとして、
0:48:30	あとは耐水性があるということがですねちょっと不明確でないところがあって、
0:48:37	これは今回、雨だけを対象にしてですね
0:48:45	被水なりを
0:48:48	没水ですか、こういった点で評価をしてると思うんですけど。
0:48:53	一方で先ほど話があった通りですね
0:48:57	MOXの方で議論があった通り、屋外という観点でいうと屋外タンク等々、こういうものもあるかと思うんですがそれに対する評価がないように思うんですがそれはここで、
0:49:09	示さなかったのは何でしょうか。
0:49:12	はい。日本原燃の篠崎です。そういう意味ではトップの整理が必要かと思っておりますが、タンクからの炉、
0:49:21	影響とかの評価につきましては、
0:49:25	お願いいたします。
0:49:27	その他、水源のの評価、そちらの方でやる予定としておりまして、
0:49:33	これはですね、まず整理が必要ですが、先ほどのクライテリアに従って、最初に排水性を有するという
0:49:42	言い方で、屋外に設置されるものは、屋外環境に、
0:49:47	で想定する日生協とは、降水ですといったところに限定して、
0:49:51	鳥居の展開させていただいておりました。ちょっとそこは、再考します。
0:49:57	はい。規制庁野中です。なぜこういう話をするかということこの資料自体が別にその行為に対してというのではなくてあくまでもその、
0:50:06	第1回である、この冷却水等を評価対象外とするかどうかみたいな感じで、網羅的な評価を含めてですね第1回である程度、
0:50:17	どういう位置付けのものかと、いうことを整理することからすればですね。

0:50:22	評価自体はまた最後にやるということではあるんですが設計の前方針なりということですね、
0:50:29	ある程度想定した上で議論した方がいいのかと考えてます。
0:50:34	そういった意味で、耐水性という用語をよく使ってるんですけど、これは、
0:50:39	端的に言えば、その見た限りですと、被水内のその棒的な機能はあるんだけど、
0:50:48	例えば水につけたとかそういうことであれば、それは、
0:50:53	機能としては、創出すると、ということなんでしょうか。
0:51:02	日本原燃の篠崎です。
0:51:05	ここ降水というところにちょっと限定してるところもございまして、没水はしないというふうに最初に説明してございますので、おっしゃる通りここで考えてる必須立法的、
0:51:16	被水イコールですね、アップによる影響というふうに考えてますので、
0:51:21	予防的機能といったところにいたしております。
0:51:25	当然ですけどこのP4っていうのは、被水では適用できますけれども、
0:51:30	薄井となるとまたちょっと変わってくると思いますので、
0:51:33	そこはちょっと整理の切り分けが必要と考えています。
0:51:37	はい、規制庁中です。多分ですね許可時には別に分割とかそういうのはなくて、全体通して耐震性を有するっていうことで整理しているんですけど。
0:51:47	耐水性を有する機器について、対象外とするということ自体の方針は、それはそれでそれを言葉だけ聞けばですねそういうことなのかなと思いつつ、結局具体についてですねこういう詳細設計段階で聞い
0:52:04	てく中で、よくよく聞いてみると、多分期ごとにですね、いろいろとそのせ、耐水性というのは違うのかなと思っていてですね。
0:52:15	で、この冷却塔の場合で言えばそういうだからその被水的なものに対しては持つけれど、没水的なものについては持たないといった場合に、それを耐水性と呼ぶのかどうかっていう、
0:52:27	何か耐水性と呼べるものではないような気もしていてですね。
0:52:33	そこはある程度、こういうふうに限らず、他の工事会で出てくる水源も含めて、それを総称した上でですね耐水性といえるのかどうかという観点で整理した方がよろしいかと思うんですがそこはいかがですか。
0:52:49	はい。日本原燃塩崎です。耐水性というのはこの
0:52:54	通し番号、

0:52:55	ページの2ポツ1でも降水というところに限定していろいろ展開していますので、
0:53:00	ちょっと先ほど言った全体の整理をした上で、被水生徒の安全といったところ、定義は、しっかり示す必要があると認識しました。
0:53:08	日本原燃の海老名です。あとですね先ほどからコメントあったような、多分もうちょっといろいろのところからの説明が必要になるかなと思っていて、その第一段階の説明した時に、
0:53:21	今の耐水性って言う言葉、
0:53:25	どういったものが必要かっていうのが多分もうちょっと明確になるとおもいますんでその中で整理したいというふうに考えてございます。以上です。
0:53:35	はい、規制庁中橋、その点は少し整理をしていただいて、
0:53:40	その上で、
0:53:43	1水源がある程度定まってそれに対するアポ防護対象内との関係ということで、
0:53:51	被水に対しては今防滴機能があるようなものを持たせるということで、
0:53:58	没水についてですねそこは
0:54:01	今の説明ですと、地表面に対して十分な高さに設置する設計とすると。
0:54:08	いうところがあってですね、多分この説明だけでは先ほど岡が言った通りですね
0:54:15	十分な高さって何なんだっていう話で具体的な数字も書いてはいるんですけど、
0:54:21	もうこれだけではですね、十分かどうか、想像すればですね多分大丈夫なのかもしれないという想像はつくのかもしれないんですけど、
0:54:29	ある程度ですね具体的なM a a S高さなりを示すということであれば具体的なその評価というものも、
0:54:35	示さないといいかどうかというところはわからないところがあって、
0:54:41	ただ一方ですね、評価をじゃあ今回全部やるのかっていうところである等、いやそれは評価はある程度その他外部ということをもとめて、
0:54:50	最後にやるということもあると思うんですけど。
0:54:54	それをどの時点でどこまでの評価をするかっていうところではそこはいかがでしょうか多分MOXを先行してそこら辺は、議論してるんでそれ次第かと思うんですけど、現時点で今どうお考えでしょうか。
0:55:08	はい。日本原燃篠崎です。今おっしゃられた通り今、溢水01で、まさに同じように、

0:55:15	その高さといいますか、そういったのをどう出していかって整理しますので、
0:55:20	それも踏まえてこちらも整理したいと思います。
0:55:29	溢水 01 というのはそうですね、ボックスの方ですね。
0:55:34	わかりましたえと、ちなみにこちら辺ってのは、概略的なその評価みたいなものっていうのはある程度できてるという理解でよろしいんでしょうかね。
0:55:47	日本原燃の塩崎です。その他溢水の屋外というところ、
0:55:52	ここにつきましては許可の段階で評価を、
0:55:56	してございます概略的な評価をしてございますので、結果を持ち合わせてございます。
0:56:03	市長の長谷儘田が概略的な評価ある程度許可時点からやっていて、
0:56:08	それを何か詳細は詳細として改めて最終的な確定としてどこかで表すと、
0:56:14	いうところですかね。位置付けはちょっと理解しましたのでまたそこは101 との関係で、
0:56:21	同じような感じでどの段階で何を評価するかというのは、
0:56:26	また少し、確認をしたいと思います。
0:56:34	あとはですね、大枠大体そんなようなコメントあとは細かいところで言うと、
0:56:42	ちょっと事実関係確認として、江藤井水の方ですと、
0:56:50	一応、5 ページ目のその妥当性というところで、
0:56:54	ファン駆動部殿、動機については動的機器というふうに記載してるんですけどこれは、
0:57:01	何か原動機とか減速機とかってのまた別にあったと思うんですがそれ、
0:57:08	とは別に、電動機のみが対象というようなそういう関係でよろしかったでしょうか。
0:57:25	他の市町村町ください。
0:57:27	ページの
0:57:32	はい。どうぞ。
0:57:33	大宮の塩崎です。先ほど外部火災の補足資料してあげていたんとちょっと
0:57:42	差というか、が異なってると思いますので、そこは整理してこちらでも同じように、
0:57:48	全部整理して出させていただきます。そして必要なものを出させていただきます。

0:57:54	はい、わかりました。じゃあ、ちょっとそこは他の条文との関係なり整合性を踏まえて、適切な部位がその抽出されてるかどうかという観点で、
0:58:05	見直しをしていただければと思います。
0:58:12	はい。
0:58:13	1010
0:58:17	前 02 ですか。100002 について私からは以上ですが他に何かありますでしょうか。
0:58:28	はい。特段ないようであれば同じように薬品の 03 の方なんですけどよろしいでしょうかね。
0:58:39	はい、上野篠崎です。こちらも、
0:58:42	この位置付けについては、先ほどの質疑と同じですが中身については特に補足することございませんので、よろしくお願いいたします。
0:58:49	はい。
0:58:50	薬品 J A L さんも結局応募とは多分溢水と同じような観点かと思っていてですね。
0:58:57	今回提示いただいた資料でいうと、右下 3 ページの方で、
0:59:03	2 ポツでその評価対象外という設備の考え方についてというところがあってここはさっきのコサクとのコメントと、また同じようなところなんですけど、これもある程度その
0:59:14	評価をした上で出てるんですね防護対象外とするということかと思っています、
0:59:21	特にですね
0:59:23	なお書きというのがあってなお、化学薬品の漏えいが発生した場合においてもその
0:59:31	設計上考慮すべき化学薬品と接する恐れがないことからいうのもですねこれも結局、
0:59:38	その位置関係なりですね、そういう影響の範囲っていうのを評価した上で対象外となるかどうかと。
0:59:46	いう考え方からすればですね。
0:59:49	何かこれ自体が接する恐れがないから、
0:59:53	評価対象外だというのはちょっと飛躍をしすぎているかと思っています、
0:59:58	これもある意味評価パートパターンとしてのその影響範囲の評価をした上での防護対象というふうに、
1:00:05	考えますが、そこら辺何か一井と同じような感じかなと思ってるんですけど、そういうような感じで少し、

1:00:14	水と整合をとって用語の使い方なりですね、本文添付での記載の仕方というのを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:00:26	乾シノザキです。溢水と同じご指摘だと思いますそのように整理すべきだと考えておりますので、そういたします。
1:00:34	はい、規制庁野中です。よろしく申し上げます。
1:00:38	薬品は以上ですが他に何か、規制庁側からコメント等ありますでしょうか。
1:00:51	はい。特段ないようですので、ちょっと資料がそんなになかったので、
1:00:58	そんなにコメントもなかったかと思うんですが、少し大枠で整理する必要があるものもありますので、
1:01:06	そこは結構求むコメントとして対応していただきたいというふうに考えてますが、
1:01:14	今日のヒアリング等を踏まえてのですね振り返りなり、今後の
1:01:19	見通し、なり、そういうのをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。
1:01:28	日本原燃塩崎です。振り返りということによろしいですか。振り返りで結構です。はい。
1:01:34	承知しました。
1:01:36	いただいたコメント、まず機のところでは二つあると思ってます。
1:01:41	一つが、今回の第1回申請で、冷却を申請するんですが、そもそもその全体の溢水の考え方、評価、
1:01:52	後どう評価するかとかそういった全体像のうち、これがどこにあると当てはまるのかといったところの整理、ノックス側で言う溢水01に該当するような整理が必要だといったところをご指摘をいただきました。
1:02:05	もう1点は評価対象外と言ってるんですけど、これもある評価パターンである、ちょっとそういったところの整理が必要。中身によってはですね、評価の前提に関わる場所もございますので、
1:02:19	補足説明資料から添付書類、或いは基本設計、上流への
1:02:25	アップといいますかね、そういうのも考えて全体構成を見直す必要があるというようなご指摘をいただいております。
1:02:33	さらに耐水性といったところですねそれも、先ほど一つ目に関わる場所ですけども、そもそもこれに対して糸井なんぞやといったところの説明、整理ですとか、
1:02:47	他の条文との比較を踏まえまして、評価に適切な部分はちゃんとすべて挙げられているとかいったような、整理をした上で、
1:02:56	具体的にですね、説明資料、

1:03:00	これは添付書類とか持ったと思いますけれども、反映が必要と。
1:03:03	ございます。
1:03:05	結構大きなコメントになりまして全体結果を見直しますので、
1:03:10	修正後のレビューも含めてですけれども、かかる期間というのをちょっと考慮いたしまして、またスケジュールは別途出させていただきたいと思 います。
1:03:20	以上です。
1:03:22	規制庁の仲です。一応振り返りは今回のヒアリングは振り返りとして、 とりあえず今おっしゃった通りというしことで、
1:03:33	またちょっと今後のスケジュールということで、
1:03:39	来週そのモック数の日や一斉に関するヒアリングというのがあってです ね、
1:03:46	それに、同じように説明の機会を設けるかどうかなんですけれど、
1:03:55	何となく、今日今日の議論というか再処理についてはですね一応
1:04:03	MOXと再処理で共通の部分についてはある程度MOXを先行して、
1:04:08	それを反映すると。
1:04:10	いうところの、一方で最初に独自のものについてはですね、
1:04:16	今日みたいに、別枠を設けてですね、
1:04:21	それについて議論がありそうなところは早めに議論するという方針だっ たかと考えます。
1:04:27	今日もその大枠という意味では、目標あんまり変わんなかったのかなと いう気もしたんですが一つ屋外に対するものっていう、
1:04:37	最初に独自のところでですね少し独自性があるということで、補足を対 象に、ヒアリングをしたところなんです、
1:04:47	来週のMOX、
1:04:50	何のヒアリングのついでとしてその最初に独自ですねその論点があっ た早めにその説明をした方がいいというものがあるかどうかなんですけ ど。
1:05:01	何となくある程度、MOXのですね、全体の議論を踏まえての、やっぱ り最初には修正で、少し遅れてもいいのかなという感じもしてるん ですがそこはいかがでしょうか。
1:05:20	はい。日本原燃の蝦名です。
1:05:23	これはですね今回の多分お話した内容っていうのが、何ていうんすか ね、考え方の整理の仕方は、多分MOXの方と同じなんですけども、

1:05:36	使ってる部隊が違うんで、その考え方も変わってくるでしょうということ、そこをお話しなきゃいけないと思ってるんですけども、ちょっと次回のですねモック数のヒアリングまでに、
1:05:50	この資料の修正ができる、できへ提出してってなると、なかなか厳しいというふうに考えてございますんで、ちょっと、まずはMOXと共通の部分の、
1:06:02	話をやらしていた、やらしていただくとかMOXの方で先行してやるという形で考えたいと思います。以上です。
1:06:11	はい。規制庁仲です。そうしましたら繰り返しになりますけど来週はMOXをまずやって、
1:06:17	それを踏まえて、
1:06:20	今回宮城補足だけではなくって再処理としての、
1:06:25	00とかその中には本文なり添付も含めて、一緒くたに議論をします。
1:06:33	ある程度、どの部分で何が評価されたかということで、そういう評価を、
1:06:39	を確認するというので、
1:06:42	最初にはちょっとMOXの後にやると、なんかそういう理解でよろしかったですかね。
1:06:51	はい。日本原燃の蝦名です。江藤よそういう理解かと思えます。以上です。わかりました。じゃあちょっと今後そういう方針ですね、ヒアリングの方を進めたいと思いますので、
1:07:04	引き続き検討をお願いします。
1:07:10	あとは規制庁側から何かありますでしょうか。
1:07:17	こちらはないですが、
1:07:22	あとは原燃側から何かありますでしょうか。あとあれしかない。清水さん、ちょっと私の方で全体の進行は
1:07:31	ありがとうございます。それで全体を通して原燃側から何か確認ございますでしょうか。
1:07:42	弓削委員特にございませぬ。
1:07:44	それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、藤ナカガワさんの方で録音の停止をお願いします。
1:07:56	はい。